

令和 3 年 第 3 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録 原 本

令和 3 年 9 月 3 日

令和 3 年 9 月 9 日

令和 3 年 9 月 1 5 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (9 月 3 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	11
議案第 44 号	14
議案第 45 号	16
議案第 46 号	16
議案第 47 号	16
議案第 48 号	17
議案第 49 号	17
議案第 50 号	18
議案第 51 号	19
議案第 52 号	20
議案第 53 号	21
議案第 54 号	21
議案第 55 号	22
議案第 56 号	22
議案第 57 号	22
議案第 58 号	22
議案第 59 号	23
議案第 60 号	25
議案第 61 号	26
議案第 62 号	27
報告第 6 号	28
報告第 7 号	29
諮問第 1 号	29
諮問第 2 号	30
散 会	30

第 2 号 (9 月 9 日)

議 事 日 程	32
本日の会議に付した事件	32
出 席 議 員	32
欠 席 議 員	32
議会事務局職員出席者	32
説明のため出席した者	32
開 議 宣 言	33
1 1 番 議員 田ノ上 真	34
1 4 番 議員 今村 桂子	39
6 番 議員 川口 満浩	46
1 番 議員 白水 春夫	53
散 会	57

第 3 号 (9 月 15 日)

議 事 日 程	58
本日の会議に付した事件	58
出 席 議 員	59
欠 席 議 員	60
議会事務局職員出席者	60
説明のため出席した者	60
開 議 宣 言	61
議案第 4 4 号	61
議案第 4 5 号	64
議案第 4 6 号	65
議案第 4 7 号	65
議案第 4 8 号	66
議案第 4 9 号	67
議案第 5 0 号	69
議案第 5 1 号	69
議案第 5 4 号	70
議案第 5 5 号	71
議案第 5 6 号	71
議案第 5 7 号	72

議案第 58 号	72
議案第 59 号	74
議案第 60 号	75
議案第 61 号	76
議案第 62 号	77
発議第 5 号	78
発議第 6 号	79
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙	79
委員会の閉会中の継続調査について	80
閉 会	81

議 事 日 程 (第1号)

令和3年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第44号 令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第45号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第46号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第47号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第48号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第49号 令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第51号 財産の取得について
- 日程第13 議案第52号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第14 議案第53号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第54号 自治功労者の推戴について
- 日程第16 議案第55号 自治功労者の推戴について
- 日程第17 議案第56号 自治功労者の推戴について
- 日程第18 議案第57号 自治功労者の推戴について
- 日程第19 議案第58号 自治功労者の推戴について
- 日程第20 議案第59号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第60号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第61号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第62号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 報告第 6号 令和2年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第25 報告第 7号 令和2年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

- 日程第 2 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
日程第 2 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 4 4 号 令和 2 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 議案第 4 5 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 議案第 4 6 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 議案第 4 7 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 議案第 4 8 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0 議案第 4 9 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 1 議案第 5 0 号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 1 2 議案第 5 1 号 財産の取得について
日程第 1 3 議案第 5 2 号 須恵町監査委員の選任について
日程第 1 4 議案第 5 3 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 5 議案第 5 4 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 6 議案第 5 5 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 7 議案第 5 6 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 8 議案第 5 7 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 9 議案第 5 8 号 自治功労者の推戴について
日程第 2 0 議案第 5 9 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 1 議案第 6 0 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2 議案第 6 1 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3 議案第 6 2 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4 報告第 6 号 令和 2 年度須恵町健全化判断比率の報告について
日程第 2 5 報告第 7 号 令和 2 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

日程第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

日程第27 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

出席議員(12名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員(2名)

7番	児玉求	8番	世利孝志
----	-----	----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
福祉課長	今泉英明	上下水道課長	世利昌信
会計管理者	横山剛	住民課長	百田敦
健康増進課長	舛本直明	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

本日から9月の定例会でございますけども、今回も非常事態宣言中でございますので、執行部の方には議案に関係のある課長さんに出席していただきますので、御理解のほうよろしくお願いたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから令和3年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、世利孝志君より本日の会議について、児玉求君より本定例会の会期中の会議及び各委員会等について欠席の届けがあっておりますので、御報告いたします。

まず、議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。

このたびは私もコロナ禍に巻き込まれまして、皆様方には非常に御迷惑、御心配をおかけいたしました。この場をかりまして頭下げさせていただきます。皆さんもかからないように十分に御注意いただきながら活動してほしいと思っております。

それでは、議会運営委員会の御報告をいたします。

令和3年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、第3回定例会の運営について協議いたしました。今回提出された議案は19件、報告2件、諮問2件でございます。ほかに町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会1件、決算審査特別委員会6件で、議案第44号から第49号までの決算認定、議案第54号から第58号までの自治功労者の推戴について、諮問第1号、第2号の人権擁護委員の推薦については、それぞれ関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第52号及び53号、諮問第1号及び第2号の人事案件は、本日提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日9月3日から15日までの13日間、6日、7日、8日にそれぞれ午前10時から決算審査特別委員会、9日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、10日午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会、13日午前10時から予算審査特別委員会、15日午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月15日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月15日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番議員、3番議員を指名示します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

9月定例会を招集しましたところ、2名の方の欠席がありますけれども、無事に開催できますことを感謝申し上げます。

それでは、町長報告、諸般の報告5件ということでございますけれども、その前に8月の中旬から降りました豪雨災害について若干触れさせていただきますと、私自身も昭和52年に役場に入ってから今までの中で、わずか5日間の間に550ミリを越す雨、初めて経験しました。災害と申しますか、奇跡的に人的被害、大きな部分がなかったんですけども、報告を申し上げるとすると、林道が3か所、農地が1か所、そしてため池のり面崩落5か所が発生しております。この件につきましては、議長とも御相談申し上げて迅速に対応するようにいたしております。

それでは、諸報告に入らせていただきます。

令和2年度一般会計決算について

まず初めに、令和2年度一般会計決算でございます。

令和2年度一般会計決算につきましては、歳入総額138億4,137万1,186円に対し、歳出総額は133億9,766万733円、歳入歳出差引き4億4,371万453円でございます。

前年度決算額に対しまして、歳入は44.4%、歳出は46.2%の増となっております。財政構造の弾力化を示します経常収支比率につきましては92.5%と1.6%増加し、町村の適正水準と言われる数値を超え、財政構造の硬直化が続いております。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の63%を占めております町税でございますが、31億6,348万円となっております。主に人口の増加に伴う納税義務者の増加などにより税収が伸びており、町税全体で2.2%の増でございます。

次に、歳出でございます。

まず、人件費ですが、14億6,524万円。2億2,188万円の増でございます。

職員数につきましては、一般事務、保育士等再任用職員を含めまして前年度からの職員数は1名減の154人、保育所や新型コロナウイルス感染症への対応や制度改正により会計年度任用職員の人件費が増加しております。今申し上げましたように、職員につきましては155人から154人、嘱託職員が34人であったのが、制度が変わりまして会計年度任用職員ということで42名の雇用を行っております。

次に、普通建設事業費でございますが、9億9,328万円。対前年度より27.7%の増でございます。

令和2年度の主な事業といたしましては、補助事業では、保育所等整備事業費補助金及び第一、第二小学校、須恵中学校、3校のトイレ洋式化工事、小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事、毎年行っております道路改良事業がございました。単独事業では、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修工事を行っております。

次に、繰越金でございます。令和2年度の繰出金は、13億1,403万円で、7,661万円、率にして6.2%の増でございます。

町特別会計の繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約6億8,703万円、公共下水道事業特別会計へ約2億9,644万円、農業集落排水事業特別会計へ4,923万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として2億8,132万円を支出しました。

なお、積立金につきましては、財政調整基金、減債基金につきましては、寄附金、利子及び不動産売払い収入など9,518万円、ふるさと応援基金につきましては3億5,027万円を積立てております。

基金の取崩しにつきましては、当初予算において5億7,000万円を繰入金として予算計上いたしておりましたが、最終的には1億円の取崩しとなりました。

財政調整基金、減債基金を合わせましたところの令和2年度末の基金残高は28億2,392万円、ふるさと応援寄附金は3億7,376万円となりました。

新型コロナウイルス感染症関連につきましては、国の交付金を活用いたしまして、特別定額給付金事業をはじめとする経済対策や支援策、感染防止対策など総額35億4,243万円を投じて積極的に対策を講じてまいりました。しかし、まだ終息には先が見えない状況でございますの

で、必要な対策はスピード感をもって行ってまいりたいと考えております。

また、小・中学校をはじめ多くの公共施設の長寿命化や改修を今後進めてまいり所存でございますので、議員の皆様、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に併せまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見を付しまして御報告申し上げますが、両比率につきましては、前年度に引き続き正常の範囲内であったことを申し添えておきます。

令和2年度水道事業会計決算について

次に、令和2年度水道事業会計決算についてでございます。

令和2年度は、例年と比較すればやや雨量が多く、水の安定的な供給ができたと思われまます。

令和2年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が6億1,030万3,790円に對しまして、同費用は5億4,599万2,791円でした。

収入面では、主な収入であります給水収益が増加しており、これは人口の増加によるものです。また、戸建て住宅やアパート等の集合住宅の新築に伴う給水申込み加入金につきましても宅地開発の増加に伴い増加しております。

費用面では、主に受水費につきまして、令和元年度に行っていた春日那珂川地区水道企業団への水の融通がなくなったことなどにより増加したため、昨年度に比べて約1,240万円の増となっております。

その結果、当年度純利益は6,431万9,990円の黒字決算となりました。今後も、今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について

次に、新型コロナウイルス感染防止対策についてでございます。

いまだ新型コロナウイルスの感染は収まらず、本町が位置する福岡都市圏においても多くの感染者が出ている状況でございます。

須恵町内の感染者数につきましては、7月末現在でございますが、累計で260名程度の感染者を確認しております。現在まで感染者の公表はいたしておりませんでしたが、最近の急激な感染拡大により、感染予防啓発のため、今後、不定期にはなるかと思いますが、公表をしてまいりたいと考えております。

度重なる緊急事態宣言等の規制により、町施設の利用停止等、町民の皆様には御不便をおかけしておりますことを、ここで深くおわび申し上げます。

例年であれば11月に実施しております町制施行駅伝競走大会におきましては、感染予防対策の観点からやむなく今年度も中止の決定をさせていただいております。また、各行政区において

開催していただいております敬老祝賀会につきましても、飲食等の自粛をお願いしているところでございます。

諸外国の状況を見ても、ワクチン接種が進んでいる国におきましても再び感染拡大の危機に直面しております。

日本におきましても新規感染者が増え続け、コロナ終息にはまだ先が見えていない状況でございますが、コロナ対策につきましては、国、県等の動向を見ながら、必要な対策はスピード感をもって引き続き行ってまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

須恵町コロナウイルスワクチン接種事業の現状について

次に、須恵町コロナワクチン接種事業の現状についてでございます。

ワクチン接種は、5月に高齢者施設から接種を開始し、国の定めた接種順位に準じて、6月より本格的に接種を進めてまいりました。

65歳以上の高齢者の方においては、約9割の方が2回目の接種を完了しており、希望される方への接種がおおむね完了していると判断しております。

12歳以上の接種対象者の接種率は、1回目の接種率は約55%、2回目の接種を終えられた方は約45%です。

接種券は、16歳以上の方は発送済みで、12歳から15歳の方には9月13日より順次発送し、対象者全ての方への発送は完了いたします。

集団接種は、8月までは週に4回程度、接種を実施してまいりましたが、国から配分されるワクチン供給量が、町が希望する数量どおりに納入されていないため、ワクチン供給量に応じた接種体制に見直し、9月からは基本的に日曜日のみの実施としております。

しかし、12歳以上の方の接種開始に伴い、9月と10月の土曜日には、小・中・高校生を対象とした優先接種日として、また、妊婦の方及びそのパートナーの方においては、日曜日に一般の方とは別に優先接種枠を設け、一定期間、優先接種を実施いたします。

個別接種においては、接種回数の減少はあるものの、引き続き御協力をいただいている状況でございます。

町が運用しているワクチン予約システムで、個別接種も予約ができるように機能の追加を行っております。現在、予約ができるのは水戸病院のみですが、利用を希望される医療機関があれば追加し、利便性を高めてまいりたいと考えております。

接種会場では、対象者の年齢層も幅広くなり、16歳未満のワクチン接種については、原則保護者の同伴が必要など多様な対応が求められています。そのような中で副反応への対応や間違い接種が起こらないように、再度、基本的な接種の流れに沿って必要な確認を十分に行い、徹底した予診後に接種をし、発生防止に努め、安全なワクチン接種を進めてまいります。

また、当日のキャンセルや熱、問診で接種できなかったことによる余剰となったワクチンは、須恵町の公的な職に従事していただいている方や、エッセンシャルワーカー、町の職員等に接種してまいりましたが、今月より、一般の方を対象としたキャンセル待ち希望者の登録受付、運用を開始し、これからも貴重なワクチンを無駄にしないよう努めてまいります。

今後も、国の方針転換や変化に対して柔軟に対応しながら、来年の2月末を待たず少しでも早く、ワクチン接種を希望する12歳以上の方への接種を完了させ、安心して暮らせる日常が迎えられるように、この事業を進めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

最後に、マイナンバーカードの普及と利活用の促進についてでございます。

本町のマイナンバーカードの普及状況ですが、令和2年度に国がマイナポイント事業や、QRコード付き申請書の送付等を実施したこともあって普及率は急伸し、令和3年8月1日現在、申請率が44.6%、交付率が39.5%となっております。県内市町村の中にあっては交付率で10番目でございますから、須恵町の現状は総体的には普及が進んでいると考えています。

とはいえ4割でございますので、政府が目指している令和4年度末までには全国民に行き渡ることを目指すとしている目標は、全国のほとんどの自治体と同じく、はるか遠くにある状況でございます。

内閣府が実施した世論調査によると、マイナンバーカードを取得されていない方の理由で最も多いのは、「取得する必要が感じられない」となっています。ですから、マイナンバーカードのより一層の普及は、マイナンバーカードを使った様々なサービスを、住民の方に幅広く詳しく知っていただき、大いに活用していただくこと、行政手続においても利活用できる仕組みをさらに構築し、住民の利便性を高めることが一番大切になってまいります。

マイナンバーカードというと、限られた行政手続に使うマイナンバーの証明や、本人確認の手段として使うこと以外の機能を活用されていらっしゃる方は、まだまだ少数だと認識しております。

しかし実は、マイナンバーカードの本当に便利な機能は、マイナンバーカードの裏面に搭載されているICチップ、ここに搭載されています。これを活用し、官公庁だけでなく、国が認めた民間事業者が様々なサービスを行っています。

カードに搭載されている電子証明書を使えば、行政機関などが保有している自分だけの情報を取得することができます。自分の税や年金の情報を取得することができたり、税の申告においては医療費情報や保険料控除等の一括取得ができるので、証明書の自動入力や控除額の自動計算等により、申告手続が非常に楽になっているようでございます。

住民票や印鑑証明等も、役場に来て申請書を書いて待つこともなく、日曜日にカードを使って

コンビニエンスストアでの買い物のついでに取得していただくことができます。

また、「申請手続きが面倒だから」ということもあります。これも、職員が申請専用の機器を使って写真の撮影から申請までサポートしますので、5分程度で簡単に済むようになっております。ぜひ、無料のコミュニティバスを利用して来庁いただきたいと思いますと考えております。

平日の日中に窓口に来られない方などに申請機会を増やすため、夜間役場に加えて第1水曜日にマイナンバーカード申請交付の夜間窓口を設置しており、10月27日からは毎週水曜日の夜に夜間窓口を開設いたします。

また、より便利に申請していただけるよう、各行政区の公民館を回っての出張受付申請サービスを行う計画をしております。緊急事態宣言の発令に伴う利用制限が解除されましたら、各行政区長さんと協議して実施していきたいと考えております。

マイナンバーカードを普及促進するための施策として、さきの8月臨時議会に二つの提案をさせていただきます。

一つは、須恵町応援商品券事業です。

さきに述べましたように、マイナンバーカードには、短い時間では伝えられない本当に多くの便利な機能があります。これらを活用して町民の皆さんにもっと多くの便利を実感していただきたい。そのためには、まずマイナンバーカードを取得していただかなければ始まらないということで、この事業実施させていただきます。まずは取得していただく、そして機能を知っていただき、次に活用していただくことが目的です。

そして、広く住民の皆様のカードの取得が増えれば増えるほど商品券の利用が増え、それによって新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受けいらっしゃる町民の方の生活の一助となり、疲弊している町内消費の活性化を図ることも大きな目的でございます。

二つ目の提案は、マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付手数料の値下げでございます。

コンビニ交付は、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機でマイナンバーカードを読み取って簡単な操作で取得できます。平日、休日を問わず、早朝から深夜まで利用できる大変便利なサービスでございます。本町においては、平成28年度に導入して、年間243件からスタートして、令和2年度は1,616件と約7倍に伸びています。窓口で住民の方に申請書を記載していただくこともなく、お待たせすることもなく行政サービスを提供できる。住民の皆さんにとっても、マイナンバーカードの便利さを実感していただけるサービスの一つではないかと思っております。やはり住民・官公庁・企業がそれぞれメリットを感じるものが、目指すべきサービスの形ではないかと考えております。

最後に、マイナンバーカードの普及促進の目的は、マイナンバーカードを活用して須恵町民の

皆さんが今よりもっと暮らしの便利を得られることです。我が国におけるマイナンバーカードが今後、住民の皆さんの暮らしの便利を実現するために活用される社会のインフラとなっていくということを確認し、普及と利活用を促進してまいりますので、議員各位の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案の時に併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。

北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和3年8月2日、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。

日程第4、諸報告では、議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結果報告がありました。

日程第5、議案第3号専決処分については、福岡県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてで、新規設置された田川地区広域環境衛生施設組合の加入に伴うもので、全員賛成で承認しました。

日程第6、第4号議案令和2年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額4億5,353万3,115円、歳出総額3億7,526万5,489円、歳入歳出差引額7,826万7,626円で、基金の取扱い等について質問があり、全員賛成で認定しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。

令和3年8月10日火曜日に行われました令和3年第3回粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合同例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第11号財産の取得（災害対応特殊救急自動車）については、財産を取得するため議会の

議決を求めるもので、契約の目的、災害対応特殊救急自動車購入、契約の方法、指名入札、契約金額3,292万3,000円、契約の相手方、福岡トヨタ自動車株式会社となっており、全員賛成で可決しました。

議案第12号令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ673万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,510万1,000円とするもので、県道35号線拡張工事に伴う移転補償費及び工事請負費で、全員賛成で可決しました。

議案第13号令和2年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額22億2,660万6,830円、歳出総額21億9,383万4,222円、歳入歳出差引額3,277万2,608円、実質収支額3,277万2,608円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第14号令和2年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額4,785万1,527円、歳出総額3,541万5,052円、歳入歳出差引額1,243万6,475円、実質収支額1,243万6,475円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。

去る8月20日、令和3年第2回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりです。

日程第3、組合長諸報告では、し尿処理施設「酒水園」の令和2年度の処理料は、1万832キロリットルで、ごみ処理施設「クリーンパークわかすぎ」につきましては、RDF施設において、4万3,229トンの可燃ごみを処理し、2万6,332トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に搬出。また、リサイクルプラザにおいては、3,453トンの不燃・粗大ごみ等を処理し、そのうち有価物1,000トンの排出により、3,217万円の売却益が出ているとの報告がっております。

次に、大牟田リサイクル発電事業について、去る6月29日の株主総会におきまして、第23期の事業報告がなされ、当期純利益は、前年比6,328万4,000円の減で1億

5,180万9,000円で、繰越利益剰余金は14億6,822万7,000円で、全員賛成で承認されたとの報告がっております。

最後に、次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきまして、去る2月25日に地元住民説明会を開催し、特段の異論も出ることなく終了しており、今後は地元代表者と条件面などの協議を進めていくとのことです。

また、次期ごみ処理施設整備に向け、一般廃棄物処理施設整備に係る基本計画・基本設計等各種支援業務を株式会社エイト日本技術開発九州支社と3年契約を結んでおり、今後は新施設建設に向けて各種調査等を行うとの報告がっております。

続いて、議案ですが、議案第8号令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について、決算総額につきまして、収入済額16億8,900万3,200円、支出済額15億1,365万4,518円で、歳入歳出差引残額1億7,534万8,682円となっております。

須恵町の分担金は、3億997万5,000円で、3町分担金総額の31.2%となっております。

全員賛成で認定しております。

議案第9号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてで、現条例において新たな委員会等を設ける時に対応する項目がないため、須恵町の条例の規定を準用する条項を付け加えるもので、全員賛成で可決しております。

議案第10号は、令和3年度一般会計補正予算（第1号）についてで、歳入歳出それぞれ4,421万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ20億2,243万5,000円とするものです。

減額の主な要因としましては、大牟田リサイクル発電所の解体費用の積立金の必要がなくなったための減額と、前年度繰越金の増額によるものです。須恵町分担金につきましては、5,171万4,000円の減額となっており、全員賛成で可決しております。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を行います。

令和3年8月26日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第3号令和3年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額を8,573万2,000円に、歳入歳出それぞれ1,241万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,815万1,000円とするものです。

歳入については、令和2年度に確定いたしました繰越金の追加、歳出については、予見し難い将来の状況変化から生ずる財政需要に備える予備費を追加するもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号令和2年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億1,705万9,564円、歳出総額8,463万9,610円、歳入歳出差引額3,241万9,954円、実質収支額3,241万9,954円となっており、歳入の主なものは、県補助金3,641万8,280円、財産売払収入2,164万5,674円、繰越金2,455万2,229円、歳出の主なものは、総務管理費1,374万2,189円、林業費5,379万9,746円、道路橋梁費1,631万3,645円となっており、全員賛成で認定しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので御参照ください。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第44号から議案第49号、議案第54号から議案第58号、諮問第1号及び諮問第2号は、それぞれ関連議案でありますので一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第52号及び議案第53号並びに諮問第1号及び諮問第2号は、議会運営委員長報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第5. 議案第44号

日程第6. 議案第45号

日程第7. 議案第46号

日程第8. 議案第47号

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第45号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第46号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第47号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第48号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（出納課理事）（横山 剛） おはようございます。

それでは、議案第44号から議案第48号までの令和2年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきまして、去る7月15日から7月30日まで実施されました意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等を後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和2年度須恵町歳入歳出決算書により説明いたします。

最初に、議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済額の主な構成比を申し上げますと、1款町税は歳入全体の22.9%、7款地方消費税交付金4.1%、10款地方交付税14.1%、次の6ページ、7ページに移りまして、14款国庫支出金33.7%、15款県支出金6.6%、17款寄附金6.7%、21款町債4.0%で、歳入合計の行の歳入済額合計の予算現額に対する収入率は97.7%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次に、8ページ、9ページの歳出の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2款総務費は、歳出全体の16.0%、3款民生費28.9%、4款衛生費6.5%、8款土木費4.9%、次の10ページ、11ページに移りまして、9款消防費24.7%、10款教育費10.3%、12款公債費4.5%となっております。歳出合計の行の支出済額合計の予算現額に対する執行率は94.6%ですが、予算現額から翌年度繰越額2億4,669万6,620円を除

いた執行率は96.3%となっております。

翌年度へ繰越す額の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、農業施設維持管理事業でございます。

次の12ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額138億4,137万1,186円に対して歳出総額133億9,766万733円で、歳入歳出差引額4億4,371万453円、この形式収支から翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額2,740万2,620円を引いた実質収支額は4億1,630万7,833円、この実収支額から前年度の実収支額を引いた単年度収支は728万8,417円の黒字ですが、これに黒字要素であります財政調整基金への積立額9,494万9,000円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩額1億円を差し引いた実質単年度収支も223万7,417円の黒字となっております。

次に、議案第45号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。254ページ、255ページをお開きください。

一番下の行の歳入合計欄の収入済合計の予算に対する収入率は100.2%、調定額に対する収入率は91.9%、次の256ページ、257ページの一番下の行の歳出合計欄の支出済額合計の予算に対する執行率は、ほぼ100%となっております。

次の258ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億5,990万3,113円に対して、歳出総額29億5,302万5,866円で、歳入歳出差引額は687万7,247円となり、実質収支額も高額です。これを単年度収支で見ますと5,915万5,546円の赤字です。これに黒字要素であります前年度の交付金返還金等6,811万701円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補てん繰入金3,200万円を差し引いた実質単年度収支は2,304万4,845円の赤字となっております。

次に、議案第46号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

288ページ、289ページをお開きください。

歳入済額合計の予算に対する収入率は99.7%、調定に対する収入率は98.5%、次の290ページ、291ページの支出済額合計の予算に対する執行率は95%となっております。

次の292ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億8,102万4,555円に対して、歳出総額3億6,304万188円で、歳入歳出差引額は1,798万4,367円、実質収支額も同額です。

次に、議案第47号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

306ページ、307ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.2%、次の308ページ、309ページの支出済額合計の予算現額に対する執行率は99.5%となっています。

次の310ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額10億7,472万2,274円に対して、歳出総額10億6,798万7,167円で、歳入歳出差引額は673万5,107円、実質収支額も同額になります。

最後に、議案第48号平成2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

330ページ、331ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は、ほぼ100%で、調定に対する収入率は99.9%です。

次の332ページ、333ページの支出済額合計の予算に対する執行率は96.6%となっております。

次の334ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,034万6,396円に対して、歳出総額8,729万5,387円で、歳入歳出差引額は305万1,009円で、実質収支額も同額になります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。

それでは、議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度須恵町水道事業会計決算書を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて認定に付するもので、本議会の決議を求めるものです。

別冊の令和2年度水道事業会計決算書で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いします。

令和2年度須恵町水道事業決算報告書です。

なお、以下消費税込みの決算額を報告いたします。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入は第1款水道事業収益、5ページの2列目で決算額6億6,820万9,501円、前年度比3.9%の増です。主なものは給水収益及び手数料の増です。次に、支出は、第1款水道事業費用、6ページの3列目で決算額5億7,278万4,984円、

前年度比3%増です。主なものは給水費の増です。

次に6ページ、7ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入は第1款資本的収入、7ページの3列目で決算額2,184万1,265円、前年度比37.7%の減です。これは下水道管敷設に伴う公共下水道事業から水道管移設補償費の減によるものです。

次に支出は、第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億2,570万8,123円、前年度比23.8%の減です。これは主に下水道工事に伴う工事請負費の減によるものです。

6ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億386万6,858円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的支出調整額で補てんいたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号から議案第49号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第49号は、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第50号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部

を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） おはようございます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第50号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてです。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。

須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する委員の団体名称を現状に合わせるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いします。

今回の改正は、第3条第2項中の「粕屋郡医師会」を「粕屋医師会」に、第7条中の「保健環境課」を「健康増進課」に改めます。

2ページをお開きください。附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第50号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号を文教厚生委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第51号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第51号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、小型動力ポンプ4台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、862万4,000円。契約の相手方、福岡市中央区平尾3丁目17番6号、株式会社福岡トーハツ代表取締役澤田守雄。

提案理由といたしまして、須恵町消防団の須恵分団、乙植木分団、新生分団及び新原分団の小

型動力ポンプが耐用年数の10年を超えており、更新するため提案するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第52号須恵町監査委員の選任についてでございます。

須恵町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字須恵669番地、氏名、吉松辰美、生年月日、昭和27年6月24日69歳、任期、令和3年12月22日より令和7年12月21日まででございます。

提案理由の説明といたしましては、現在の監査委員吉松辰美氏が、令和3年12月21日をもって任期満了が来ますので、再任をお願いするものでございます。よろしく審査をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第52号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第52号須恵町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第53号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第53号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字佐谷1655番地、氏名、貝原雅俊、生年月日、昭和26年1月4日70歳、任期、令和3年10月1日より令和6年9月30日でございます。

提案理由の説明としまして、現在、審査委員をお願いしております貝原雅俊氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となるため、再任をお願いするものでございます。よろしく審査をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第53号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第53号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定しました。

日程第15. 議案第54号

日程第16. 議案第55号

日程第17. 議案第56号

日程第18. 議案第57号

日程第19. 議案第58号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第54号から日程第19、議案第58号までの自治功労者の推戴について、以上5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第54号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木403番地、氏名、今泉靖親、生年月日、昭和21年8月21日75歳。

提案理由といたしましては、自治功労者の推戴について提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

続きまして、議案第55号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信幸、生年月日、昭和24年7月4日72歳。

提案理由は先ほどと同じで、自治功労者に推戴を提案するものでございます。表彰規定に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

議案第56号自治功労者の推戴について。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字須恵664番地1、氏名、藤石豊、生年月日、昭和25年10月8日70歳。

提案理由は先ほどと一緒に、自治功労者の推戴について提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

議案第57号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字佐谷387番地2、氏名、百田清二、生年月日、昭和26年1月9日70歳。

提案理由は先ほどと一緒に、自治功労者の推戴を提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第58号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木714番地の1、氏名、柴田真人、生年月日、昭和26年5月16日70歳。

提案理由は先ほどと一緒に、自治功労者の推戴について提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴は、次ページに添付いたしておりますので御参照ください。よろしく御審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号から議案第58号までの5議案を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第58号までの5議案を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第59号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第59号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,706万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億7,884万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正による。第3条で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。

14款2項国庫補助金3,811万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,420万2,000円、マイナポイント事業費国庫補助金196万円、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費国庫補助金95万円、保育所等におけるICT化推進等事業費国庫補助金100万円の増額補正。

15款2項県補助金1,038万4,000円の増額は、主に畜産振興総合対策事業費県補助金245万5,000円、農業農村整備事業費県補助金720万円の増額補正。

16款2項の財産売払収入は、不動産売払収入3,224万7,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、収支調整のため、前年度繰越金3,627万6,000円を増額補正。

20款3項雑入1,768万6,000円の増額は、社会福祉協議会交付金の前年度交付金返納金を増額補正。

21款1項町債は、臨時財政対策債105万7,000円、緊急自然災害防止対策事業債1,080万円を増額補正しております。

続いて3ページ、歳出です。主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費3,874万2,000円の増額補正は、基金管理事務で財政調整基金積立金2,098万3,000円、庁舎内自動水栓化事業1,430万円の増額。

2款3項戸籍住民基本台帳費2,002万2,000円の増額補正は、職員人件費の増額。

3款2項児童福祉費742万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金、保育所等におけるICT化推進等事業補助金、園外保育活動コロナ対策補助金等の増額です。

4款1項保健衛生費1,525万円の増額補正は、空家等対策事業1,025万円、町有地管理事務500万円の増額。

6款1項農業費2,045万5,000円の増額補正は、酪農生産機械設備整備補助金245万5,000円、新屋敷堰シーブ取替工事請負費1,800万円の増額補正。

8款2項道路橋梁費1,250万円の増額補正は、道路新設改良費の増額補正。

8款5項下水道費1,175万3,000円の減額補正は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額。

10款1項教育総務費2,188万円の増額補正は、主に新型コロナウイルス対応教育環境支援事業2,113万4,000円の増額。

4項幼稚園費835万5,000円の増額補正は、主に幼稚園施設整備維持管理事業800万6,000円の増額。

5項社会教育費120万4,000円の増額補正は、類似公民館等施設整備費補助金の増額です。

4ページをお願いします。第2表地方債補正です。

1、追加。起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,080万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更。起債の目的、臨時財政対策債、変更前4億3,000万円を、変更後4億

3,105万7,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

5ページをお願いします。第3表債務負担行為補正の追加です。

議会広報印刷製本費、限度額484万8,000円、地方公務員定年延長関連例規整備支援業務委託、限度額132万円、須恵町包括業務委託、限度額6億5,580万円、広報すえ印刷製本費、限度額4,056万円、自治体クラウドサービス更新業務委託、限度額2,108万7,000円、須恵町統合型校務支援システム導入運用保守業務委託、限度額2,200万円、期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号を予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第21、議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第60号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いします。

議案第60号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億2,370万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

5款1項他会計繰入金150万円の増額補正は、その他一般会計繰入金の増額によるものです。続いて3ページ、歳出です。

8款1項償還金及び還付加算金150万円の増額補正は、保険税過誤納還付金不足による増額補正です。

以上です。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第60号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号を文教厚生委員会に付託します。

日程第22. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第61号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第61号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,001万1,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしてあります。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

5款1項他会計繰入金、補正額1,175万3,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。7款4項雑入、補正額1,315万3,000円の増額補正は、前年度に支出した多々良川流域下水道維持管理負担金の余剰分の返還金です。8款1項町債、補正額2,660万円の増額補正は、工事量の増加に伴う下水道事業債の増額です。

3ページをお願いします。歳出です。

2款1項下水道事業費、補正額2,800万円の増額補正は、主に管渠築造工事の追加によるものです。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正。1、変更。起債の目的、下水道事業債多々良川流域関連公共下水道分、限度額1億6,490万円を1億9,150万円に変更いたします。これは、工事量の増加に伴うものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第23. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第62号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第62号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額2,495万円の増額補正です。これは、緩速濾過池更生修理及び原水浄水施設修理の増額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額2,527万2,000円の減額補正です。これは、緩速濾過池更生工事の予算科目の組替えによる減額です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第24．報告第6号

○議長（松山 力弥） 日程第24、報告第6号令和2年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第6号令和2年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

2ページをお願いいたします。

実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で3年間の平均です。今年は7.2%、前年度は7.3%でしたので、0.1ポイント下がっております。これは須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が、施設整備の償還終了により減となったためでございます。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次に、将来負担比率は、公営企業出資法人等含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。50.5%、前年度が61%でしたので10.5ポイント下がりました。これは運動公園整備事業の償還終了、公営企業債等繰入見込額の減、ふるさと応援基金積立金の増による充当可能基金の増加によるものでございます。この比率の早期健全

化基準は350%ですので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨、御意見を頂いております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第25. 報告第7号

○議長（松山 力弥） 日程第25、報告第7号令和2年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 1ページをお願いいたします。

報告第7号令和2年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

令和2年度須恵町公営企業の資金不足について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告するものです。

次のページをお願いいたします。

1、令和2年度公営企業資金不足比率、特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも、資金不足比率には該当しないことを報告いたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第26. 諮問第1号

日程第27. 諮問第2号

○議長（松山 力弥） 日程第26、諮問第1号及び日程第27、諮問第2号人権擁護委員の推薦について、以上諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石164番地8、氏名、大塚信夫、生年月日、昭和29年7月6日67歳、任期、令和4年1月1日より令和6年12月31日まで。

提案理由として、本件に上げております大塚信夫氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となるため、その後任として再任をお願いするものでございます。本人の経歴については、次ページに付けておりますので御参照ください。

諮問第2号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木1714番地1、氏名、田中真由美、生年月日、昭和31年10月9日64歳、任期、令和4年1月1日より令和6年12月31日まで。

提案理由といたしましては、人権擁護委員東郷行美氏が、令和3年12月31日をもって任期満了のため、その後任として田中真由美氏を提案するものでございます。本人の経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。よろしく審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

諮問第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。次の本会議は9月9日午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時48分散会

令和3年 第3回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和3年9月9日(木曜日)

議 事 日 程 (第2号)

令和3年9月9日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (13名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	12番	田 原 重 美
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員(1名)

7番	児 玉 求
----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊

福祉課長	今泉英明	まちづくり課長	吉川聡士
社会教育課長	安河内ひとみ	子ども教育課長	吉本孝治
監査委員	吉松辰美		

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申合せにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上です。通告に従い質問いたします。

今回の質問は、要旨に記載のとおり、法人組織の形態を提案するものです。労働者協同組合の名称があまり知られていませんので、労働組合のことかななどの誤解を避けるため、タイトルを「コミュニティーの可能性を広げる」とした次第です。大きい風呂敷ですみません。

なお、質問は短くまとめましたので、よろしく御承知おき願います。

それでは、本題に入ります。

昨年12月、労働者協同組合法が成立しました。施行は公布から2年以内の政令によることから、遅くとも令和4年の末には施行されると思います。この活用により、働き手が出資し経営する協同組合に法人格が与えられます。

労働者協同組合は、農協や生協、信用組合等と同じく非営利の団体になるものの、経済活動などにも特に制限がなく、幅広い事業が可能です。

現在、須恵町では、第三小学校区ふれあいレインボー推進会議をモデル地区に認定し、くらしのコミュニティーモデル事業を推進しています。

昨年3月定例会の町長諸報告には、「暮らしに直結した課題解決がスピーディーに展開されるよう」とありましたが、大変意欲的な政策と思います。

議会としても校区活性化推進特別委員会を設置し、コミュニティー事業が魅力あるまちづくりにつながるよう、委員一同、議論を進めているところです。

ただ、昨今のコロナ禍の影響で地域の現場では活動がままならないと聞いております。ここにも思いに任せぬ現実があると思う次第です。

話を戻します。

昨年、第3ふれあいコミュニティーを地方自治法上の認可地縁団体とし、法人格を取得しました。本事業は法人化が必須であることから、NPO法人などの各種制度とも比較した上で認可地縁団体を選択したと聞いております。

しかしながら、構想当初目的としていた各種事業の全てに取り組めるわけではないようです。そして、来年度以降、新たに取り組む事業が学社連携・異社連携とのことです。

今回提案する労働者協同組合は、ボランティアではなく、仕事をする事業所、生計を立てる職場というイメージです。執り行う事業にほぼ制限はなく、アウトソーシングとして機能させるには、須恵町が構想するコミュニティー事業に適したものではないかと思えます。

考慮する点は、労働者派遣事業が禁じられていること、また、働き手が出資者であり経営者であるということから、組織の適正規模などの判断や何よりも地域とのコンセンサスが必要です。

今後、根拠法並びに先進事例等を須恵町の構想と重ねて研究する価値があると思えます。

コミュニティー事業の可能性を広げるためにも、労働者協同組合という組織形態には採用検討の余地があるのではないのでしょうか。町長の御見解を伺います。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。今回御質問いただいた労働者協同組合法については、今、議員が説明なさったことで概略は皆さんお分かりになったかと思えますけれども、これを取り入れるか取り入れないかということをお聞きになっているんだろうと。地域づくりにおいて、1問目が、地域づくりについて活用する考えがあるのかどうかの見解、2番目が、要するにコミュニティー運営に生かせる形態ではないかという2問の質問でございますけれども、それこそ議員がおっしゃったように3月だったですか、くらしのコミュニティーの構想を話したわけですが、須恵町というのは、要するに地域のことについては地域で解決していただきたいと。学校支援ボランティアであったのを、要するにもう社会がだんだん変わっていく中で高齢者が増えていく。そして少子化が進んでいく。そういった中で行政サービスがなかなか行き届かなくなっている。そういったことを考えたときに、地域の活力を生かすためにはどうやったらいいんだというのが、くらしのコミュニティーで社会実験をやっているわけで、少しずつ成果が上がってきております。

その中でやれること、やれないことを今研究をやっているわけで、その中に自発的にやっていただくための一つの方法として、今回の協同労働の考え方として、要するに対価を得てやっていくんだと。今回のくらしのコミュニティーについても、私の考えとしては、地域づくりをやっているんだからボランティアでは駄目だと。要するに、住民の方々にくらしのコミュニティーが何たるものかというのをこの3年間で分かっていた上で、自分たちでできることは要するに正当に対価をきちんと請求をやって、その上で行政の一翼を担う自分たちのコミュニティーなんだという形を今研究をやっているわけです。

今回御質問いただいた協同組合について捉えたときに私自身が考えるのが、この問題、この組織に対して行政が能動的に捉えるのか、受動的に捉えるのかというのが非常に大きな論点になっ

てくると思います。私自身は、これは今議員がおっしゃったように、利益ではないけれども、対価をもらってきちんとした要するに資本収支をやってやっていこうねと。要するに企業であることは間違いありません。ですから、向こうが要するに理念として振りかざしたものが須恵町に合うのか合わないのかということが多々出てくると思います。だから、全てがいいわけではないんだろうと。ですから、いろんな意味でこの活用というのはやっていかざるを得ないということは理解しております。

ただ、須恵町の場合は、全国の市町村と比べて、その土台は出来上がっておりますので、まず、コミュニティーを基盤に据えながら、地域のコミュニティーが自主活動としていく醸成をしながら、その一助となるのであれば、この制度というのは大いに活用していく。ただし、この協同組合を須恵町役場がどう言いましょう、積極的に支援してどんどんつくってくださいということは私はしない。なぜかという、今まで培ってこられたコミュニティーの方々というのもやはり自立して考えていらっしゃるわけですから、この方々ともコンセンサスを図って、彼らがやっぱりこの部分は任せたい方がいいよねとか、いろんなパターンが出てくると思います。そのときにこれを能動的にやるのではなくて、受動的に受け止めて、それが行政に合うのか合わないのか、コミュニティーに合うのか合わないのかというのを議員の皆様にもお諮りしながら、この制度を活用できたらと思っております。

うまくいけばいい制度だと思いますので、特に全国的に見ても、要するに資金提供をやってくらしのコミュニティーという形で今一生懸命頑張ってもらっています。これをまず確立させた上で、その中でできることできないこと、できない部分でこれが活用できるのであれば行政にとっても非常にメリットは大きいですから、今後の検討課題として、担当課も含めながら、全国の状況を見ながら判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。最初の答弁は担当課かなと思ったりにしてましたものですから、いろいろ準備していましたが、ほとんどはしょって進めたいなど。雑談ですいません。

本年の6月に校区活性化委員会で担当課の説明をいろいろと聞かせていただきました。そこで私が考えたといいますか、もうちょっと調べましょうということでいろいろ勉強させていただきましたけど、先ほどの町長の答弁はさておき、認可地縁団体が事業を幅広く行うという組織には適していないのではないかというふうに思っているわけでございます。これは別に地域を否定するとかそういう意味ではもちろんございません。あくまで仕事をするという面についての私の感想といいますか、思いでございます。

頂いた資料によりますと、第三コミュニティーの令和2年の予算を見ますと、補助金が200万円。これはこの時点でのということで、これからずっとこういう形で推移していくとも思わないんですが、町長の当初の構想からすると少し少額過ぎるのではないかと思うのですが、しかし、認可地縁団体であるならこの金額が妥当な線ではないかなというのも思ったところがございます。

これでまた来年度以降に新事業が加わっていくとなりますと、より事業に適した形態を模索すべきではないかと。もちろん、ただいま私が提案している労働者協同組合、これまだ法の施行は先のことでございますので、こういう形で進められるという部分があるというだけでございますが、準備はできる。そして、コミュニティーを認可地縁団体としてはそのままにして、事務局機能、事務局組織を協同組合にして、実務機能を上げていくという形がよいのではないかと思うわけです。

今回提案する労働者協同組合が定款で目的とする事業につき制限はほぼなく、派遣労働だけが駄目ということで、あとは何でもできるわけです。非営利組織ですが、利益を配当しないだけで事業は普通にできるし、現役世代がしっかり稼いでいくことができる雇用の場としても機能する。コミュニティー外の居住者も雇用できる。賃金及び勤務体制、経営計画にも、組合員である従業員が参加できるので、意見が反映され、満足度が高くなる。事業の制約がない反面、定款において目的や組合員、出資金、剰余金等の細かい開示が求められる。決算関係書類、会計帳簿の作成等、会社経営と遜色のない厳格さがあり、事業として取引先に信頼を与えられるなどの利点があります。

私のイメージするところとして、例えば須恵町の商工会や社協やそういった事務局が近いのではないかと。職員五、六人で町からの——これは商工会ですが——補助金が基本700万円ございまして、事業によって変動するわけでございます。ほかに県からの補助金や会費その他の収入で経営をしております、商工会は須恵町経済にはなくてはならぬ存在であります。

そういった部分を踏まえまして、ほかにもいろいろあるんですけどはしりまして、これからいろいろと検討をしていただきまして、適した形でももちろん必要であれば導入を考えていただきたい。

私、コミュニティー事業の町長が所信表明からずっと言っておられるこの事業がやっぱり須恵町の柱となる大事な事業で育っていくということを期待しておるわけですが、やはりそのためには地域のコンセンサスを得ながら、事業体としてはしっかり育てていく必要があるかと思っております。そういった意味で、町長の御答弁にもありましたように、上から全部やるというわけにもいかないでしょうが、しっかりとこの理念をまず浸透させて、そこから何か生み出せればいいのではないかとこのように思っている次第ですが、いかがでしょうか。答えにくいですか。じゃあお願い

します。

○議長（松山 力弥） 町長。

○町長（平松 秀一） 先ほども申しましたように、私自身、協同労働組合ですか、ができようが
できまいが、大切にしたいのは地域の思いなんです。特に小学校は3校区あって、3つのコミュニ
ティーがあって、それぞれ特徴をお持ちであるし、人口構成も違うし、労働形態も違います、
構造が。その中で今一番、第三小校区が高齢化、少子高齢化のるつぼにあるわけです。各行政区
のこともできないと。だから、みんなで集合体でやっていこうやと。これに新たに旅石区も加わ
っていただいて、新原区も加わっていただいて大きな力になったと。その中でくらしのコミュニ
ティーを今実験をやっているんです。地縁団体というのは、一つの一番最初の入り口であって、
そのまんま行くわけでもありません。

私は、当初から言っているように、くらしのコミュニティーにある程度のことはお任せしてい
こうと思っています。だから、地縁団体というよりも将来的には法人格、しっかりと自分たちで
自立でやって法人格を取っていただいて、そこが行政と対等にきちんとした対価を求められて、
それを我々が判断し、議会にお諮りした上で地域活動として行政でできない部分、なかなか手が
出せない部分についてやっていただこうと。そのときに、一つの方策として今回提案いただいた
組合が活用できるのであればどんどんやっていきます。

ただ、そのためには、せつかく今まで積み上げてこられたコミュニティーの方々の思いを阻害
するわけにはいかないわけです。この方々にきちんと御理解いただいた上でどうですかというこ
とになっていくわけですから、能動的、先ほど言ったように能動的というよりも、協同組合とい
うのは受動的に捉える以外に今のところは仕方がないのかなと。それよりも、まず、私が町長に
なったときから皆さんにお諮りして議会の賛同を得ているわけですから、コミュニティーを
大切にしていきたいと。その起爆剤というか、一番、第三小学校区が今後なっていくだろうとい
う先見えした部分がありますので、そこで研究してやっていただいた上で自分たちでできること
をやってもらおうと。それに対して地縁団体という形で最初は小規模でやっていますけれども、私
は将来的にはいろんなことができる、できると、できるとおっしゃるのであれば、どんどんお
任せつもりです。その段階で、要するに今の法人格では無理だとなったときに、皆さんとともに
考えて、きちんとした極端のことを言ったら株式会社をつくられてもいいです。極端なことを
言うのです、極端な例で言うと。だから、自立した形で地域のことは地域で守っていくんだとい
うことをやっていただける、要するにパートナーとしてやっていきたいと思っていますので、そ
の中での一つのアイテムとしてこの組合というのは活用できますよねということでございます。

だから、全くこれに対して興味を示してないわけじゃなくて、まずは今のコミュニティーのや
り方をきちんと積み上げた上で、今は第1段階のステップでございます、自主活動の。これが第

2ステップ、第3ステップに入っていくと思いますので、そのときにはやはり形は変えていくわけです。今のままでいいとは思っていません。ですから、皆さんとともにお諮りしながら、ここまではできるよとおっしゃったときにその都度変えていくということだろうと思いますので、いましばらくは私はコミュニティーのほうを大切にしていきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。私の言葉が足りなかったかなと思って少々不安も感じておりましたが、ただいまの答弁を伺いましてしっかり伝わっているなと思いい、心強い思いでございます。しっかり御検討いただいて、よりよい須恵町と地域コミュニティーを応援していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番、今村桂子です。学校のコロナ対策について質問をさせていただきます。

デルタ株が猛威を振るい、急激に子どもたちの感染リスクが高くなっており、重症化するケースも出始めています。愛知県では1週間で1,000人以上の子どもの感染が確認され、沖縄県では新規感染者の4分の1が10歳以下との報道もありました。

福岡県での昨日の新規感染者は572人と、まだまだ感染は終息しそうにありません。福岡県の8月の感染状況では、10代が13.5%、10歳以下が6.8%を占めています。また、8月のクラスター92件のうち、学校・教育施設が33件と最も多く、7月に比べて3倍以上となっております。夏休み中でしたが、部活動や学童、学生寮など、クラスターが相次ぎました。

新学期が始まり、子どもの間で感染がさらに広がるのが懸念されます。12歳以下のワクチンはなく、学校で感染し、家庭感染につながるケースが増加しています。

学校内での感染拡大のリスクを下げるには、生徒が集まる機会を減らすことが重要です。オンライン授業や分散登校などを取り入れることができる環境づくりが必要だと思います。

2学期から短縮授業やオンライン授業を行う学校もありますが、須恵町での現在・今後の学校等の感染予防対策について、学校関係者のワクチン接種の状況について、緊急事態宣言下の短縮授業の実施やオンライン授業の実施検討について、校舎内の蛇口の自動水栓化などについてお答えください。

また、3歳以下の子どもはマスクをつけての生活は困難です。幼稚園・保育園での対策についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。今村議員の質問に対して答弁させていただきます。

新型コロナ感染状況ですが、御存じのように、福岡県では依然として感染急拡大に歯止めがかかっていない状況が続いており、8月20日から9月12日まで緊急事態宣言下に置かれています。また、昨日の報道では、9月30日までさらに延長されると聞いております。

須恵町内の学校関係者におきましても感染が確認されており、まさに学校においては危機意識を持って感染拡大防止のための万全な取組が求められています。

そこで、8月19日、23日、27日に臨時校長会を開催し、文部科学省、福岡県教育委員会からの通知文を踏まえ、感染防止対策について協議し、全職員で万全を尽くすことを確認しております。

それでは、質問要旨に沿って回答させていただきます。

学校等の感染対策についてはについてお答えいたします。

登校前に各家庭での朝の検温、健康チェックを保護者の方をお願いしております。できなかった児童生徒につきましては、校舎に入る前に職員で確認するようにしております。また、感染した場合や濃厚接触者に特定された場合だけに限らず、発熱等の風邪症状がある場合等、感染拡大のリスクが高まる場合には出席停止としております。登校しないで自宅で休養することになっております。このようにして感染源を学校に入れない水際対策を徹底しております。

また、学校に来ました教育活動におきましては、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや大きな声で話す活動等、感染リスクが高い活動については制限をしております。

また、いずれの教室においても常時換気を行い、マスク着用や手指消毒等、感染防止対策を徹底しています。

学校行事や部活は、緊急事態宣言においては原則として中止としております。運動会、体育会、修学旅行に関しては、今後の状況を見定めながら検討することとしています。

2つ目の学校等関係者のワクチン接種状況についてはについてお答えいたします。

各関係者の居住地での接種も実施されていますが、福岡県における優先接種への登録を行い、接種案内があれば随時学校に連絡をしております。また、須恵町の接種会場においてキャンセルが発生した場合も接種を行っています。

8月29日現在ではございますが、接種率は学校関係者275人中、1回目の接種が206人で74.9%、そのうち2回目の接種済みが135人で49.1%となっております。20代、30代の学校関係者が9月に予約していることもあり、これからの接種率も伸びていると思われれます。

今後も、学校関係者に対し情報提供を行いながら、接種率の向上を図ってまいりたいと思っております。

おります。

3番目の短縮授業の実施、オンライン授業の実施検討はについてお答えいたします。

緊急事態宣言中の9月12日までは短縮授業を行って感染防止対策に努めています。具体的には、夏休み明けの8月25日から31日までの1週間は午前中で、小学校は給食なしで下校、中学校は昼食後に下校させております。9月に入ってから、小学校は午前中授業で給食後に下校、中学校は1時間短縮の5時間授業及び昼休みを25分短縮して通常より早めに下校させております。

オンライン授業につきましては、今年6月議会において補正させていただきました家庭への持ち帰り用のWi-Fiルーター3クラス分120台が8月26日に納品されたところです。中学校において9月13日からICT支援員を活用し、接続設定をする予定です。その後、学級閉鎖時に対応できるよう環境整備を行っていきます。さらに、教員への研修等を充実させ、オンライン授業が実施できるよう計画的に進めてまいります。

4番目の校舎内の蛇口の自動水栓化についてお答えいたします。

今年度の夏休み期間に施工した須恵第三小学校外壁工事において、併せてトイレ改修を行いました。その際、トイレの自動水栓化を行っております。これにより、全小中学校のトイレは自動水栓化となりました。糟屋地区において全てのトイレが自動水栓化になっているのは須恵町のみです。

議員が御指摘いただきました手洗い場につきましては、今後の大規模改修時に検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、感染対策については、先ほど就学前のこともということでございましたけど、質問要旨に入っておりませんでした。小中学校の対応を準じて行うということで対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 急激な拡大で学校がもう本当に不安だろうと思っております。一応学校等と書いておりましたので、幼稚園とか保育園の施設も質問に入っているつもりでございます。

それで、Wi-Fiを3クラス分購入したということで、やっと8月26日に納入されたということでございますが、今回、第二小のほうで臨時休校とかも行われていましたので、できれば早急にWi-Fiを納入される前に環境を整えておいて、もう納入されたら即、そういう状況になればやっていただきたいというふうには思っておりましたが、今回は活用はできなかったということですね。

それと、家庭環境調査を行われておるといふことで、もう一回するよふな話が出ておりました
が、そふいう調査等もしつかりと行つていただい、Wi-Fiがない家庭がどの程度かといふ
のを早めに把握をしておかないと、もうよそといひますか、ほかではリモートの授業が始まつた
り、そふいうことが行われているところもあるの、そふいうことができれば、今、家庭に高齢
者がいるとか赤ちゃんがいるとか妊婦がいるところで学校にもう行かせていない家庭もあると思
うんです。そふいうところも早めに対応ができるんだらうと思ふので、Wi-Fiがある家庭に
はそふいうリモート授業もできないものかと思ひますが、そのお考えですな。

それと、今、感染状況の、ワクチン状況の確認を先生たちにしていただいたんですけど、何か
県のほうで、粕屋町のほうで教職員を優先して行ふという集団接種会場ができているんですか。
そふいうところで早めにもしてない、申込みをされてない方とかあれば、そふいうところ
を活用して早急にワクチンを接種できないのかといふのが2点です。

それから、この間、昨年、教育情報システム運用管理事業とか、小中遠隔授業対応の大型掲示
装置といふのも購入しているんですな、2,000万円ぐらひかけて。そふいうのを購入したと
きからもう早めにリモートで行ふといふことは想定されていると思ふので、そふいうのを早め
に対応をしていただきたいと思ひますし、まだできてないといふことであれば早急にお願いをし
たいといふ考えを1点聞きたいと。

それから、学校の感染予防対策について、朝検温とか健康チェックを行つて、できていないと
ころは校舎に入る前だといふことを言われておりましたが、感染がクラスターが起こつた学校な
どではそれが不十分だつたといふことで、学校に入る、もちろんそふいうチェックは家庭でして
もらつて、それにプラスして家族の健康状況といふ欄も設けてあつたり、それから健康チェック
で体温書いてあつても、学校に入る前にしつかりともう一遍検温をやるといふことを実施して、
もう本当にしつかりとやらないともう感染してからでは遅いといふことでやつていらつしやいま
すので、そふいうことの検討とか。あと、給食はもちろん前を向いての給食だと思ふんですけれ
ども、黙食もされてあると思つておひます。

あと、消毒液といふのをちよつとお聞きしたいんですけど、教室に入る前に1本ずつ教室前に
置いてあるんでしょうか。そふいうことからまずやつていただいているかどうかといふのをお聞
きしたいと思ひます。

また、蛇口の自動水栓化といふのはトイレが進んだといふことで、老朽化していますので、学
校等も。大規模改造のときには今回の教訓を踏まえてやつぱり水栓化に徐々にしていつていただ
きたいと思つておひます。

あとお聞きしたいのが、これはちよつと政府のほうで、具合の悪い方に抗原簡易キットを幼稚
園・小学校・中学校に最大80万回程度を9月上旬から配布していくといふことでございました

が、もう配布はあっているのでしょうか。もしキットが来たら誰が実際に検査をするのかの検討等もされてあるかどうかはもし分かりましたら、保健室でされるのかどうされるのかをお聞きしたいと思います。

それと、保健室にパルスオキシメーター等の購入はされて配備されているかどうかということも1点。

あと、一番大事なのは、職員と子どもたちに自分ができる感染対策は何なのかということをしつかりと教育というか、コロナ教育といいますか、それを徹底していくことが大事だと思うんですけど、そういうことは常にされているかどうかということをお聞きします。

○議長（松山 力弥） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 質問がたくさんでどう答えていいか分からんとですけど、まず、学校の感染対策については、子どもたちのほうと場面場面、小学生の場合は特に具体的な場面を捉えて十分これ指導の徹底を図っております。ですので、本町の場合、クラスターは起こっておりません。どうにか、学級閉鎖とか学年閉鎖は起こっていますけど、学校内で広がって大変なことになったということは今のところ起こっていないのが実情です。そういった起こったときにどうするかということが一番、まず、セーフティー、予防のほうですね、起こった場合にどうするかということが大事だろうと思っています。

先生たちの予防接種については、これは福岡市とか在住のところでも結構やれるようになっているんです。ですので、必ずしも須恵町で全部やっているわけじゃなくて、他町で受けられる場合はもうそちらのほうスムーズに行く場合もありますので、接種を促しております。

また、先ほど申しましたように、須恵町のほうでキャンセルが出た場合はすぐ学校に知らせて先生たちに受けてもらったり、これは常々学校のほうにも指導しておりますので、今後、今の時点でも結構伸びているのではないかなというふうに思っているところです。

それから、Wi-Fiの調査を再度今度行う予定です、詳しく。次年度に向けた予算ということになってくるわけですが、次年度に向けた予算要求ということも含めて調査のほうをやっていきたいと思っています。

ただ、いろいろ今問題になっているのが、一斉に使う場合に学校のWi-Fi環境として動作が固くなるとか、いわゆる許容量の問題も一つありますし、また、家庭で使うということになるとお金の負担の問題が、通信料を誰が払うとか、そこら辺もしっかりと詰めんといかん部分がありますので、そういったことを整理した上で進めていきたいというふうに思っています。

それから、基本的には須恵第一小学校、見られたら分かると思います。毎朝、子どもたち全員にテントを張ってやっています、検温のほうは。ですので、基本的には調査票というのを子どもたちに渡しておりますので、その調査票の内容を見て学校で独自で工夫しながらチェックのほう

をしている状況です。

それから、消毒液は基本的に教室に1本あるんじゃないかなと思いますけど、ちょっとこれは確認を取っていないので、私が学校を回っているときは置いてある状況です。

大体答えましたかね。

○議長（松山 力弥） 関連してやけど、抗原検査の配布の件のともちょっとできれば。

○教育長（安河内文彦） 抗原検査の件は、つい最近調査がありまして、受け入れるような形、受け入れるといたしますか、町として一応もらうようにしています。これは先生方を対象としたものです。そういうように聞いております。保健室のほうに一応、養護教諭のほうに使用法を、いろいろ項目があるのでそれをチェックして行うということでございます。これで予備調査をしてちょっと危ないなということになりますと、すぐ病院のほうに行ってくださいというふうな対応になるのではないかなと思います。

○議長（松山 力弥） いいです。（「パルスオキシメーター」の声あり）

○教育長（安河内文彦） パルスオキシメーターはちょっと確認をしていませんが、これは後で確認しまして議員さんのほうにお伝えをしたいと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） Wi-Fiの貸出しの数を増やすということで、Wi-Fi環境が整っている家庭も結構あると思うんです。教室の数を減らすとか、密にならないようにするというので、Wi-Fiの環境がある家庭とかは何か希望者でもう自宅でリモートをするか、それか出校するというのを選ばせてやっている学校等もあるんですけども、そういうことは検討はされないんでしょうかということも1点です。Wi-Fi環境がある家庭であれば、もちろん自宅にそういう何か弱者とか、妊婦さんとか、それから高齢者がいるからうつしたくないから学校に子どもを行かせないという家庭もあると思うので、そういう環境があるのであればリモートを選択できるというような環境ができればと思うんですけど、教育長のそのお考えを1点と。

それから、いろんなことがあるとは思いますが、幼稚園・保育園が一番大変だと思うんです。3歳以下の子どもさんというのはマスクができない。ワクチンも打てない。体力も十分ではない。まさに無防備な乳幼児ということで、重症化も3歳までが一番重症化するということでございますし、持病を持った子どもさんたちもいらっしゃるんで、幼稚園・保育園というのが非常に大変だと思うんですけど、その辺でもし分かる範囲であれば、対策として小中学校と違うような対策があればその辺をお聞かせいただきたいと思います。

あと、子どもは風邪のような症状とか無症状ということが結構多いということで、分からない

うちに広がって感染してしまうというようなことが非常に問題になっていると思うんですけど、ちょっと風邪のような症状でも親御さんが学校に出すということもあると思うんです。そのときに、風邪のようなちょっとした症状でも、この時期はコロナじゃないかということの想定ができるので、休ませてくださいみたいな対応のことはされている、そういう文書とかそういう対応はされているのかどうかということと、それをお聞きします。

○議長（松山 力弥） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） またたくさん質問が出ましたので、お答えしたいと思います。

リモートですけれども、基本的にはもうできる限り許せば、そういう事情が特にある場合はもう検討はせんといかんと思いますけど、学校で授業するほうがいいんじゃないかなと思います。どうしてかといえば、やっぱりリモートはリモートなんです。特に小学校低学年の場合は、リモートの前に座ること自体が実際、新聞記事を読みますと駄目なんです。親が横についておかんといかん。なお負担がかかると。子どもがリモートしたいと言っても、学校にやってから、友達と遊んだり、子どもはやっぱりそれが大事だろうと思うんです。人との触れ合い。ですので、できる限りなるべく学校に出てみんなで集団生活をして育っていくということが子どもの人格的な成長を含めて大事なことではないかなと思っていますので、一応、そういう例があればその都度検討はしていかんといかんと思いますが、基本的には学校で集団で学習をすると、なるべくかからないように感染対策をしながら進めていくというのが基本に捉えているところです。

それから、幼稚園に関しては、今検討しているのが無光触媒といって、いわゆる殺菌じゃないですが、2年間ぐらいもつようなそういうものを就学前の幼稚園と、それと学校、それから学童、これにやっていければと思っています。これである程度いろいろ拭いたりするのが少しそういった対応をすることによって負担も少なくなるし、子どもの安全も図られるのではないかなと思っています。今、それを検討しているところでございます。

それから、何回も校長会を開いているという意味はどういうことかと申しますと、先ほどお話のあった風邪の症状があるけど出してくるというのを、そういったところまでも含めて、これは絶対いわゆる水際対策では駄目だというふうなことを確認しています。

早速、今日、延長になるという情報が入っておりますので、校長会をもう既に4時から開くようにしています。これまでも延長になったこと、あるいは先ほどお話のあった学校でそういうふうな検査キットが配布されるとか、新たに変わったこともありますので、そういった内容を電話でするんじゃなくて、文書だけ送るんじゃなくて、校長たちのほう、園も園長も集めて、総園長も集めて、そこで徹底していくというふうな対応をしていきたいと思っています。水際でくみ取り終えるというのがクラスター防止にも当然議員の御指摘のとおりつながっていくと思いますので、そういった取組を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 質問はこれで。

○議員（14番 今村 桂子） 終わりました。

○議長（松山 力弥） はい。

○議員（14番 今村 桂子） 無光触媒ということで、宇美町も小学校・中学校全部やっていますし、志免町も役場の下のほうですか、やっているということですので、効果があるというふうに聞いておりますので、どうしようもないことも、ちっちゃい子どもたち、マスクもできないところではそういう対応をよろしくお願いします。

また、先生たちのリモートの講習等もお願いをしたいと思っておりますし、こういう時期ですので、Wi-Fiで授業をしないといけないという可能性もあると思います。

通常であれば皆さんできると思いますけれども、現場が一番大変だと思いますけれども、今後もしっかりと対応をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時といたします。休憩に入ります。

午前9時49分休憩

午前9時59分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番、川口満浩です。通告に従いまして質問させていただきます。

質問に入ります前に、今年2月4日に所管事務調査を文教厚生委員会で行い、町立図書館の視察を行いました。運営状況、問題点等を聞き、意見交換を行いました。その上で、文教厚生委員会の活動の一環として質問をさせていただきます。

また、平成26年、28年には、先輩議員が図書館建設に関して、それ以前にも町有施設の老朽化対策の一般質問が行われていますが、財政状況、優先順位、建設場所等で前に進まず、既に5年以上が経過しています。それと、議員最初の研修会がスエノバで行われまして、そのとき、町長より、前もってお話をしておきますが、あおば会館の老朽化はわかっているが、現状、そち

らに回す分のお金の余裕がないとの見解をされたと思っていたんですが、私の記憶違い、あるいは聞き間違いかもしれませんので、間違いであれば訂正させていただきたいと思います。

それでは、本日私は町立図書館、今後の構想はについてお尋ねします。

昭和49年に建設され、建築から既に46年を経過している本町の図書館は、耐震問題や蔵書数に対して床面積が狭く、閲覧部屋や児童の利用は多いが児童書のコーナーも狭い状況にあります。2階の体育館使用時は、騒音・振動も激しく、図書館の構造物として適切とは言えず、図書館機能として町民の今日的なニーズに応える内容を持つ文化施設ではないと思います。

しかし、老朽化に伴い改修や建替えには多額の支出が必要となります。そこで現状のまま図書館をいつまで運営されるのか、建設計画の考えはありますか、耐震診断、改修事業は実行されますか、図書館をリノベーションされるお考えはあるのか、今後の計画についてお伺いします。3つお伺いします。

初めに、今の図書館のキャパで所有する蔵書数の理想は4万冊が最適と聞きました。現状10万冊以上の蔵書数ですから2.5倍以上の広さが必要となります。騒音、振動の中でも多くの方が利用している図書館の運営をいつまで継続されますか。また一般に鉄筋コンクリート造りの建築物の場合、建築から15年から30年程度が経過すると大規模改修が、築60年程度が経過すると建て替えが必要となると言われています。町民が集える新図書館建設計画のお考えはありますか。

ちなみに、須恵町は建築から35年を経過した時点で大規模改修、70年を経過した時点で建て替えを実施すると仮定して将来の更新費用の推計を出されてあります。

2つ目に、平成29年須恵町公共施設等総合管理計画が策定され、令和2年、須恵町公共施設個別施設計画には、須恵町長寿命化計画の劣化状況評価結果で、あおば会館は5項目中4項目がC、健全度の点数は、100点満点中50点の結果が出ています。改修等の実施計画には、直近5年の個別施設の整備計画としてあおば会館は令和3年、耐震診断、令和4年、長寿命化改修が示されていますが、実行をされますでしょうか。

3つ目に中でも特にお聞きしたい質問ではあるんですが、現在の図書館は本を借りる、読む、調べるだけでなく、ITC環境、情報資料集め、研究、自らの勉強の場など、幅広い施設が求められています。多様化する町民のニーズに図書館機能を高める必要があると考えます。教育を重視する須恵町であるなら、児童、青少年の利用促進するための専用スペース、多様な学習機会を提供できるスペースのある、学ぶ、育む図書館として、イノベーション、つまり新たな機能や価値を付け加える改装工事をされるお考えはありますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 図書館の質問されるたびに私困るんです。というのが、質問3項目あって、

まず、町民が集える新図書館建設計画ありますかということ、それと長寿命化実行されますか、それとリノベーションされるお考えありますかということです。単純に言うと、1問目の新図書館の建設計画については、私自身の中に構想はあります。最終的に箱物で町民の方々に御提供できるのは図書館なんだろうなと思っています。そういったこともあって、今現在止めているのが耐震診断と長寿命化については、実行するつもりはありません。それと、リノベーション、当然やるつもりはありません。これが質問に対する答えなんですけど、なぜそうなのかということなんですけども、私、町長に就任したときから申し上げていますように、最もまちづくりで大切なのは教育だと思います。成人教育も含めて。全てにおいて教育というのは大切だと。ですから、教育事業に対しては、これからも鋭意注力してまいりたいなと思っています。

その中で、今現在、そしてこれからやらなければならない、このコロナ禍で、昨年コロナだけで34億円です。決算について、町長報告の中で言いましたように、須恵町というのは、本当にいろんな要因があって、企業の方も増えている、町民も増えてきている。それはよくランキングで言われる人気度とか、住みやすいまちとかいうことからいうと須恵町は外れなんだろうと思いますけども、須恵町には須恵町のよさを企業の方々も他地区から入ってこられる方々も認識なさって来られているんですよ。そういう状況の中でまず何をやらなければならないのかということが私の役割でございます。町長になったときにまず言ったのが、安全安心、命を守る施策をやるんだと。その大きな柱の中に中部防災センター、議会にお諮りしてやっと土木関係の設計まで行きつつあります。これは私にとっては喫緊の課題で、要するに中部防災センターには本当に機能を持った形の防災センターを造らなければいけないということを考えております。大体これに対して、私が想定するのが、土木工事からいろんなものを考えると8億円程度ひよっとしたらかかるかもしれない。でもこれは、町民の方々の命を守る、そういったことを考えるとどうしてもやらなければならない、今動いている事業の中で、南幼稚園を建て替えるんだと。認定子ども園にしながら、待機児童対策も含めて、そしてコミュニティー事務局、活動の場としてこれを確保していかなければならない。これわかっているのが10億円かかるんです。これも、町民の方々の付託に応えるために早急にやらなければいけないでしょう。

そして、コロナによって令和4年度まで休止させてくださいとお願いしている旧焼却場跡地の総合公園、これについては令和5年から建設に入ろうと思っています。これが約3億円です。そして、災害対策の一環として、今、要するに避難所として指定している場所、アザレアホール、オイコス、これ非常用電源ないんですよ。災害時にも3つのインフラは持つとかにやいけない。その一番大きなもの、電源です。災害に遭われても、快適な住環境、空間の中で、被災、あるいは避難された方々が少しでも快適に過ごしてもらうためには、これも喫緊の課題としてアザレアホール、オイコスの非常用電源、これも議会のほうにお諮りして、早急にする必要が。これ

約2億円かかります。

それともう一つ、これ、今、県議会のほうにお願いして進めている事業で、3月議会で報告できるとは思いますけども、須恵中央交差点を含めたあのあたりの大改良事業、これを来年度からやっていきたいと。これは県だけにお任せするわけにはいかない。いろんな意味でここにもお金がかかる。そういったことを考えた中で、今すぐ図書館というわけにはなかなかいかない。

私、昨年3月の全員協議会の中で、議員が、ある議員、たしか今村副議長だったと思いますけども、ふるさと納税どうなっとうとかって言われたと思います。私は、その時点で担当課長を押さえて、僕が答えると、それやるんだと。ふるさと納税、昨年、今回の決算では少し増えていましたけども、3億5,000万円以上を確保やろうということでやって、今現在、新しいシステムをつくって、ふるさと応援寄附金のやつを次のステップに入って、今年少し落ちるかもしれませんが、10億円、20億円を目指して、ふるさと納税のシステムをもう1回作り直すとしています。何で私そのふるさと納税にこだわって言っているのか。私は、青少年も含めた教育予算としてこのふるさと納税を充てたいんです。せつかく全国の国民の方から須恵町を応援しようとしていただいたお金です。であれば、安直に財政に組み入れてどこで使ったかわからないような使い方ではなくて、していただいた方々に本当にメッセージとしてありがとうございました、こういったものをつくりましたと。それは子どもたちのため、大人も含めて町民が非常に喜んでます。町民だけじゃなくて近隣の人も来られていますというような施設をつくりたい。それが1問目で言った考えありますかということがそのことです。

ですから、図書館を主体とした町民の人とか、いろんな人が集える場所をつくるためにこのふるさと納税を一生懸命貯めたいと。私自身想像するに約30億円から40億円かかるとは思います。単に図書館建てるわけじゃありませんから。皆さんの希望を聞いて、どういったものがほしいんだ、それにお応えしたい。そのためにお金つくらにゃいかん。今、社会保障費等いろいろ教育予算も含めて、非常に苦しいです、我が町は。その中から図書館の費用を捻出するのは不可能でございませう。そのために、今、担当課、そして財政のほうに言っているのは、ふるさと納税に絶対手出すなと、使うなと。1円でも多くためて、半額でもいいからためて、財政負担を少なくしながら、皆さんが希望なさる図書館を建てたい。そのために、ぶっきらぼうな言い方かもしれませんが、耐震診断もやらないと、悪いのはわかっているんです。長寿命化も改修もやらないと。リノベーションもしないと。それは皆さんが喜ばれるものを造りたいがために、今しばらく辛抱してくださいということです。図書館も含めて、教育予算にふるさと納税を使えるような仕組みをつくって、町民の方々が喜ばれる形の図書館というのを作り上げていきたいなという構想は持っています。ただ年限については、いましばらく、いつ建てるんだというのは、ちょっと今言った全体で7項目あるんですよ、ハード面で。これは先にやらないと、町民の方々の命守れない、便

利とか快適空間を守れない、まずそれをやらないことには、そこにたどり着かないのがある。たどり着くためにはふるさと納税頑張らんと仕方ないんです。

ですから、議員各位、町民の方々にお願いしたいのは、他県、他町に住んでいらっしゃる方々に須恵町のこういった構想に対して、ぜひこれから一大キャンペーン、打っていきたいと思っておりますので、議員にも、県外、町外の親戚とか、お友達がいらっしゃるなら、ぜひ、ふるさと納税していただくようお願いしていただきたいと思います。

答弁にならなかったかと思いますが、思いだけはわかっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 町長の思いは、確かに伝わってきますし、どういうふうにしていきたいんだと、今、どういうお金の使い方をするんだというのもよくわかります。今の答弁の中で、一番最初に出している、いつまで継続するんですかということのあれは基本的には出てこなかったんですけど、なかなかこれはお答えしにくいのかもしれないんですけども、防災とかそういったものにいろいろお金をかけていくんだということでもよくわかります。

確かに、この令和2年の3月に出されました公共施設、個別施設計画の中には、図書館とかいわゆるあおば会館とか、カルチャーセンターとか、ほかのとこだけでなく、いわゆる学校教育系施設、子育て支援系施設、それからあおば会館が入っています社会教育系施設、いわゆるこれの個別施設の優先順位表というのを載っているわけなんですけども、これを見ても、図書館よりもという言い方するのはちょっと間違いかもしれませんが、須恵中学校であるとか、第一小学校であるとか、そういった教育施設に関しても、必要ですよみたいという形で、全部載っています。確かに、財源とかということが一番の問題ですから、今何に、どこに使わなきゃいけないというのが最優先されていくので、私も優先順位からしたら、質問していながらこういうふうにするのは変かもしれませんが、図書館を建設するというのはちょっとそれはなかなか現状では、この方向から見ても難しいだろうなという思いはあります。ただ、町長としてどういうふうにその辺はお考えなのかということで、質問をさせていただいた次第です。

なかなか耐震とか、長寿命化とかということを計画の中には入っていますが、あくまでも計画ですから、今のところお考えがないということですので、私、リノベーションというのは、改装とかそういう、中をリフォームして機能を高めるというだけでなく、他町にも立派な図書館がありますから、そちらのほうに勉強しに行く、わざわざ行っている学生さんがいるというようなことも耳にはする次第です。なかなかスペースであるとか、そういったものがないからなのかもしれませんし、リノベーションといった1つの考え方として、今、ペーパーレス、これに向けた動きというのは加速をしています。図書館も電子書籍というのが普及していけば、手持ちの蔵書集

も減らせるのではと思いますし、宇美町、古賀市は電子図書を利用しているということで聞いております。ただ、デメリットとして、コスト面がかかると聞いてはいる次第です。しかしそういうことをすることによって、書籍を減らすことで、テーブルの台数を増やしたり、ICT環境を広げるスペースを取ることににより、利便性というのは高まって、今の図書館でも須恵町にとって最大の文化施設になるのではないかというふうに考える次第です。

また、今新聞を取る家庭が減っているからか、新聞をスマホで読めるようになり、ほかの書物を含め、パソコン、タブレットでの愛読者もいらっしゃるようです。各家庭でのパソコン、タブレットから図書館にログインして本を借りる、情報を得る時代なのかもしれません。多額の費用をかけて、箱物を造るということよりも、コストをかけてICTを充実させて、図書館の機能を高めるほうが現実的ではないかと思います。そういったことを含めて、実行委員会を立ち上げて検討されるとことはいかがでしょうか。ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 図書館というよりも要するにこの町の経営をどうやるんだと考える中で、この図書館、造りたいのは造りたいんですよ。ただ、今、いつまでに造るとか、リノベーションのこと、電子書籍のことおっしゃいましたけども、本というのは、確かに便利ですよ、電子書籍。そうじゃなくて、人間の脳を鍛えるとか、やはり本を読む、目で追うという、それが脳で消化する、その中で3D化して行って、要するに脳が活性化していく。だから、私、教育長時代に図書コンクールを小学校、中学校で始めたんですよ。だから、便利だから全てがいいわけじゃありません。教育の原点は何なのか、アナログですよ、人間の脳は。それ考えると、便利が全ていいとは思っていません。ただ、今おっしゃったリノベーションのことをおっしゃいましたけども、そのシステム自体は今度の構想の中でもう担当課のほうには言っています。こういった形でやろうねということは、それは便利も追及せにやいかんわけですから、それは言っています。

先ほどから言っているように、私は教育が大切だと。これは本当に人気取りのために言っているわけでも何でもなくて、本当に大切だと思っています。なぜか、私、教育長時代にいろんな場面で教育というのが大切だと。これは大人も含めてです。心の教育です。それは、目で活字を追って、自分で消化していく、同じ本を1年たって、3年たって、5年たって読み直すと、全く違うのが頭に浮かぶんです。それは電子書籍じゃ無理です。だから、本をわざわざ借りに来られている方々というのは、そういった愛読者の方々なんです。だから、図書館というのはそういう役割もある。

それと、よその図書館とおっしゃいますけども、確かに、志免に行っていた方がいいし、粕屋に行っていた方がいいし、宇美の図書館も立派ですから、どんどん利用してくださいと。相互利用やってくれと。お金がたまったら、早急にやりたい。

だから、先ほど言っているように、何も教育を優先順位から落としているわけでも何でも無い。図書館というのは箱物になってくるから、そこにお金がかかると。だから、その財源ためるためには、いましばらく待ってもらわないとできませんよということです。ですから、図書館自体については、ぜひ造りたいなどは思っている。ただ、いつ造るんだと言われると、財源次第です。あまり町の財源を圧迫するんじゃなくて、皆さんからいただいた浄財を全国に発信して、こういったものをつくらせていただきましたというような図書館に、図書館というよりもサロンみたいなやつ、図書館、本借りなくても来て何か遊べるよというような、だからそういった構想も持っていますので、いましばらくお待ちいただけたらと思っております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 私も、この質問で今すぐ建ててほしいとか、そういうふうな質問で言っているわけでもございませんし、出ている計画書からしても、先ほども言いましたけども、図書館というのは、優先順位からしたら後回しになると。ただ、状況が状況になっていますから、先ほど町長言われますように、財源のほうで確保できれば、取りかかっていたいんだというふうな考えをお持ちだということがわかれば、それに向けたことをぜひともやっていただきたいと思えます。

先ほど、安全安心をとかということで、防災のことを非常にちょっと先ほども言われてありました。町長も当然図書館のほうは行かれてあると思うんですけども、あれだけのスペースで、書籍を持っていますので、かなり通路であるとか、そういったものが狭い状況になっています。危機管理ということでいえば、あそこに人がいて、例えば大きな地震が来たときどうするんだみたいなこともなきにしもあらずかなというふうに思います。そういった危機管理に関することも、文部科学省が出している図書館の設置及び運営上の望ましい基準という中に危機管理ということもちょっと入っていますので、現状、そこら辺を改善をしていただければと思います。

町長の思いはよく伝わってきますので、それに向けて、お金を早くためていただいて、少しでも前に進めていただきたいなというふうに思います。

最後ですけども、図書館の職員の方はこの1年あまりコロナの影響で十分な対応、サービスができなかったと思いますが、図書館法とか、先ほど言いました文部科学省が出しています図書館の設置及び運営上の望ましい基準に沿って職に当たっていらっしゃる。すえ広報には、毎月図書館だよりに一般書、児童書の紹介するなど、日々活躍されていることを非常に感じます。それだけに、何とか現状の問題点を少しでも改善していければというふうに思っております。

50年を迎える、50年を目の前にしていますので、時代遅れの図書館にならないようにしていきたいなというふうにも考えます。図書館というのではなく、そういう文化施設というものの今後建設になっていくと思うんですが、そういったものは、図書館が入った文化施設を利用する

メリットを高める一番のよりどころ、子どもの学びの場であり、町にとっても最大の文化施設の計画をできるだけ早めに進めていただきたいと思います。

住みたい、住み続けたいという環境づくりが重要で、これは、まちづくりに結びついていくと私も考える次第でございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。1番、白水春夫です。通告文に従って質問いたします。

ヤングケアラーの支援ですが、昨今、コロナ禍の中で、抱える悩みを誰にも相談できず社会的に孤立して生きる人が増えています。特に高齢者を介護する家族のケアや世話を担う18歳未満の子どもたちをヤングケアラーと呼ばれていますが、厚労省と文科省がまとめた全国調査、今年の4月に発表されているんですが、世話をしている家族がいると答えた中学生は約17人に1人、高校生は約24に1人という結果が出ています。両親のどちらかが離婚し、死別によりいない、あるいは仕事などで忙しい場合、要介護状態の家族のために大人が担うような介護の責任を引き受け、家事や家族の世話をしている子どもや若者が増えている。また、親の手伝いの延長線とする風潮もあり、他のケアラーに比べると自分は大したことがないと助けを求めにくくなる子どもいます。そのヤングケアラーの支援について、お伺いします。

まず、町内に家族の介護や世話を担う18歳未満の子どもたちはどのくらいいますか。

また、障害のある兄弟の見守りや世話を担うとき、手伝いの延長として負担になっている子どもたちの対応はどうされていますか。

ほかのヤングケアラーに比べると自分は大したことがないと助けを求めにくくなる子どもたちのために、こっそり申し出ることができる目安箱みたいなものを設置する考えはありますか。

相談もできずに孤立しているヤングケアラーの子どもたちに支援の対応はされていますか。お伺いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） おはようございます。ヤングケアラーの支援についてお答えさせていただきます。

まず、ヤングケアラーの言葉について説明させていただきます。

法律における定義はありませんが、厚生労働省が行った調査では、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーと定義しています。

この調査では、白水議員が言われました、中学2年生で17人に1人、全日制高校2年生で24人に1人という結果でした。

なお、本年7月19日に西日本新聞に、福岡県におけるヤングケアラーに関する記事が掲載されました。その結果は、小学生61人、中学生46人、高校生16人、無職6人で、計132人でした。この調査は、福岡県児童家庭課が市町村の児童福祉担当部局を通じて、要保護児童対策地域協議会に対して行った実態調査の結果に基づき公表されたものです。

また、5月17日のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームによると、「ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造である」や「ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない」また「地方自治体での現状把握も不十分」などの指摘があります。

以上のことから、このヤングケアラーについては、今後、関係機関と連携しながら、実態を把握し、支援の充実を図ることが重要であると認識しております。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

1、町内に家族の介護や世話を担う18歳未満の子どもたちはどのくらいいますかについてお答えします。

今年度から、福岡県教育委員会の指導のもと、各学校におけるヤングケアラーに関する理解を深めるために調査が始まりました。その結果では、須恵町では、ヤングケアラーに該当する児童生徒はいません。なお、本調査において県は、各学校のヤングケアラーに関する理解が深まったという理由で7月をもって終了しております。

2、障害のある兄弟の見守りや世話をを行うとき、手伝いの延長として負担になっている子どもたちの対応はについてお答えします。

児童生徒へのヤングケアラーの啓発を進めていくとともに、生活アンケートなどの内容で把握したり、教育相談の実施により、手伝いの延長と思込んでいる児童生徒の早期発見等に努めてまいりたいと考えています。

しかし、ほとんどほとんどの児童生徒は、家族のために自分が頑張って親や兄弟姉妹を助けたという優しい心を持っており、手伝いを苦痛には感じていないと思われます。そのため、対応する場合は、子どもの心を傷つけないように、また、保護者との関係を悪化させないように慎重な対応が必要だと考えています。

3、ほかのヤングケアラーに比べると自分は大したことがないと助けを求めにくくなる子どもたちのために、こっそり申し出ができるような目安箱みたいなものを設置する考えはありますかについてお答えいたします。

ヤングケアラーに特化しているものではありませんが、全ての学校に相談ポストが設置されており、児童生徒の声を広く受け止めることができるようにしています。また、設置については児童生徒には周知しておりますが、各学校には、再度、児童生徒への周知徹底を指導してまいります。

4、相談もできずに孤立しているヤングケアラーの子どもたちに支援の対応はされていますかについてお答えいたします。

そのような児童生徒を生まないために、各学校において月1回のアンケートや教育相談、日ごとのコミュニケーションなど、学校長のリーダーシップのもと、組織的に早期に発見できるよう、各学校に指導してまいります。

また、要保護児童対策地域協議会において、福祉課、健康増進課などの関係各課、及び、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、さらには、児童相談所等と連携し、学校が組織的な対応ができるように努めてまいります。

県教育委員会では、生徒指導担当者や管理職対象の研修会などでヤングケアラーに関する周知を図る方針です。須恵町教育委員会としましては、そのような研修内容を全職員に周知するよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 理解しましたが、さらに取組の強化をお願いしたいと思います。

先ほど、3番目のこっそりと申し出ることができる目安箱みたいなことでポストということでお聞きしました。一応、ヤングケアラーの支援ということは、先ほど知名度がまだないんですけども、全国の取組をしている自治体があって、これは神戸市なんですけど、今年の6月から特化した窓口の設置をしているんですけど、これは市立総合福祉センターというところの中にあるんですけども、これは、対象はヤングケアラーや若者のケアラーとその関係者、開所時間は平日午前9時から午後5時まで、先ほど言った社会福祉士とか、精神保健福祉士とか、公認心理士の資格を持つ相談員が対応して、電話やメールとかLINEで相談することもできるようになっています。これ、6月から7月、2か月ぐらいなんですけども、約45件利用しているんです。ただ、先ほど言ったように、ヤングケアラーの1つの特徴は、介護が日常にあり、自分自身でその現状に気づいていないということにあるんです、特徴としては。

だから、地域や学校では、問題を抱えた子や困り事のある子は、気になる程度や生徒としては認識あるものの家庭内のことはプライバシーの問題として十分に支援できない状況があると考えているんです。今後、これをどのように対応されていくかお聞きしたいと思います。町長お願いできますか。ちょっと聞きたいです。済みません。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） これも含めて、御質問いただいたときにちょっと思ったのが、子ども食堂の問題も含めて、やはりそういったお子さんがいらっしゃるのであれば、救うのが行政の役割だし、教育委員会としても当然のことだろうと思います。だから、須恵町の場合は、町雇いでスクールソーシャルワーカー、そしていじめは昔でいう嘱託で雇っていますし、カウンセラーも入れていますし、いち早く要保護児童対策ネットワーク会議もつくった町でございますので、非常に関心はあります。調査の結果、須恵町にはいなかったと。わからないですよ。だから、1つは、これ心理学の話なんですけど、そういった心に傷を持ったお子さんを、本人言わないですよ。発見する方法として、1つが、各小学校とか、中学校になるとまた精神的にいろいろ変わってきますが、小学校の場合、クラスに掲示してある絵を見るとわかるんです。はっきりわかります。だから、自分が教育長時代、大体小学校全部ば一つと回るときは、各教室に入って行って、授業中でも入って行って、絵を見ていたんです。何組、何番の誰々と書いて校長のところに行って、「こっちの家庭どげんなつとつとね」って、「いやあ」って、「なら養護教諭呼んできて」って、実はこうこう、こうだと、だから、そういった発見というのは、ものすごくデリケートで、子どもは口に出さないですよ。だからその発見のためには非常に専門的な知識が要るんです。だから、議員がおっしゃるように、ヤングケアラーの発見とか、その対応というのは非常にデリケートな問題なんですけど、それを見つける目を学校の養護教諭、担任、教務主任、教頭、校長が神経をとがらす必要があると思う。そうしないと福祉課とか、教育委員会じゃわかりません。

だから、そのあたりというのは教育長のほうにお願いして、極力スクールソーシャルワーカーの運用方法についても、今回私、指示し直しています。積極的に学校に入れるシステムつくれと、事務屋で使うなど。何のために町費で雇ったとやということを言っています。だからそういったことも含めて、子ども食堂も私ずっと頭にあって、うち要らんとかいなと、どうも今のところ要らないみたい。でも、ごく一部のお子さんにひよつとしたら朝御飯食べていないお子さんとか、昼は給食があるからいいわけです。晩御飯は曲がりなりにも食べさせてくれるでしょうから、そういったことも含めながら、やっぱり精神的なケアというのは必要だろうなと思っています。ただ非常にデリケートです。それを言うと逆に傷つく子もいます。だから、専門家の目が要るということ。だから、ただ単にアンケートを取って、いますかと。言うわけない。だから専門家が教室を巡回やったりとか、保育所、幼稚園も含めて、生活態度見たらわかるわけですから、そういったところで発見しながら家庭環境を詰めていく、そこで発揮するのがスクールソーシャルワーカーです。だからそういったことも含めて、再度強化を、私のほうからも教育委員会に命令しますので、ただ、教育委員会が言ったとおり、今のところ、須恵町はいないんだろうなと。何でか

という、子ども食堂の話しても、どっからも私のところに上がってこないんですよ。だから、そういうことはやっぱり学校にお願いして、教育委員会のほうに再度その把握する方法を専門家的見地に立って、そうしないと本当に子どもの心がやられます。だから、慎重に取り組んで、今後やっていきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 家事を手伝うよい子として周囲が認識されていることが多くて、本人も家族もその現状に気づくことがないっていうことで、やっぱり自分が意識がないんで、わかっていないっちゃうこともあるんだろうと思うんですけども、それが深刻化していることが多いということで、ヤングケアラーの早期発見、これは今からなんですけども、早期発見や支援に気になる児童や生徒に頻繁に声をかけて、相談できる体制等を構築していただければと思います。私からは以上です。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、9月15日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時46分散会

議事日程(第3号)

令和3年9月15日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第44号 令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第45号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第46号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第47号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第48号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第49号 令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第50号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第51号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第54号 自治功労者の推戴について
- 日程第10 議案第55号 自治功労者の推戴について
- 日程第11 議案第56号 自治功労者の推戴について
- 日程第12 議案第57号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第58号 自治功労者の推戴について
- 日程第14 議案第59号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第60号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第61号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第62号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 発議第 5号 議員定数調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第19 発議第 6号 コロナ過による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第20 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 4 号 令和 2 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 4 5 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 4 6 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 4 7 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 4 8 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 9 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 5 4 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 10 議案第 5 5 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 11 議案第 5 6 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 12 議案第 5 7 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 13 議案第 5 8 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 14 議案第 5 9 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 6 0 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 6 1 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 6 2 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 発議第 5 号 議員定数調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 19 発議第 6 号 コロナ過による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 20 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙
- 日程第 21 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	8 番	世 利 孝 志
9 番	三 角 栄 重	10 番	猪 谷 繁 幸
11 番	田 ノ 上 真	12 番	田 原 重 美

13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員（1名）

7番	児 玉 求
----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安河内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
福 祉 課 長	今 泉 英 明	上 下 水 道 課 長	世 利 昌 信
会 計 管 理 者	横 山 剛	住 民 課 長	百 田 敦
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。9月定例会も今日が最終となっておりますけども、今回もコロナ関係で、執行部の方が欠席いただいておりますけども、12月議会においては執行部全員参加の下に会議が行われることを願うばかりでございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題について、お諮りします。議案第44号から議案第49号まで、及び議案第54号から議案第58号までは関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第44号

日程第2. 議案第45号

日程第3. 議案第46号

日程第4. 議案第47号

日程第5. 議案第48号

日程第6. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第45号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第46号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第47号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第48号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまで、6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について。決算書12ページです。

歳入総額138億4,137万1,186円、対前年度比44.4%増に対し、歳出総額

133億9,766万733円、対前年度比46.2%の増で、歳入歳出差引額は4億4,371万453円となりました。

経常収支比率は、前年度から1.6ポイント上昇し、92.5%となりましたが、この指標は町村にあっては70%程度にとどまることが妥当とされていますので、以前として財政構造の硬直化、ゆとりがなくなってきた状況は続いています。

令和2年度は、翌年度へ繰り越す財源として、繰越明許費を2,740万2,620円計上し、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた額、実質収支額は4億1,630万7,833円となり、11年連続の黒字決算となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は728万8,000円の黒字に、また、単年度収支に実質的な黒字要素、赤字要素を控除した実質単年度収支も223万7,000円の黒字となっています。

財政調整基金は利子、不動産売り払い収入及び寄附金の9,494万9,000円を積立てとし、新型コロナウイルス感染症対策として1億円の取り崩しがあり、総額は25億3,949万6,000円となりました。

歳入において、自主財源では町税が31億6,348万2,000円で、町民税は個人分の納税義務者の増加などにより、前年度比3,437万6,000円の増で、固定資産税は住宅新築により納税義務者が増加したため3,132万8,000円の増、軽自動車税は税率変更により206万9,000円の増、町たばこ税は喫煙者の減少により156万9,000円の減です。旧法による軽自動車税は110万6,000円の収入がありました。町税全体では2.2%、6,731万1,000円の増収となりました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により9億603万3,000円の増額です。繰入金は、財政調整基金繰入金から1億円の繰り入れをしております。繰越金は1,544万3,000円の増額です。

依存財源では、地方交付税19億4,835万円、前年度比金額で8,937万3,000円、率にして4.8%の増、地方消費税交付金5億6,336万4,000円、前年度比1億641万8,000円、率にして23.3%の増、国庫支出金46億6,716万7,000円、前年度比33億5,622万5,000円、率にして256.0%増、県支出金9億1,159万6,000円、前年度比2億5,053万7,000円、率にして37.9%の増、町債は5億4,789万3,000円、前年度比5億532万円、率にして48%の減となっています。

自主財源は、前年度に比べ、10億1,140万9,000円、25.2%の増となっていますが、歳入合計に対する構成比は5.7ポイント減少しています。対して、依存財源は国県支出金及び地方消費税交付金の増額により、歳入合計に対する構成比は増加しました。

令和2年度の地方税の借入額は5億4,789万3,000円で、主なものは臨時財政対策債

2億9,086万8,000円、減収補てん債1,992万5,000円、緊急防災減災事業債2,230万円、教育情報システム整備事業債4,080万円、小学校施設改修事業債5,940万円、中学校施設整備事業債5,960万円、社会体育施設改修事業債4,180万円です。また、年度末の地方債残高は73億57万円で、前年度に比べると3,092万2,000円減少しております。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、2款総務費ではふるさと応援寄附金事業費4億6,431万2,000円の増、ふるさと応援基金積立金3億2,677万5,000円の増、3款民生費は障害者支援費自立支援給付費7,013万4,000円の増、子育て世帯への臨時特別給付金事業5,047万3,000円の増です。

4款衛生費は須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金3,412万円の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,156万5,000円の増です。

7款商工費は生活支援商品券発行事業1億8,348万1,000円の増、小規模事業者応援給付金事業5,526万1,000円の増、8款土木費は道路、橋梁点検業務委託料1,080万円の増、公園用地取得費4,000万円の増、公共下水道事業特別会計操出金1,835万9,000円の増、9款消防費は災害用トイレトレーラー及び牽引車購入費2,054万3,000円の増、新型コロナウイルス対策事業3,610万2,000円の増、特別定額給付金給付事業28億8,233万7,000円の増です。

10款教育費はICT環境整備備品購入費1億4,306万8,000円の増、小中学校トイレ改修工事請負費1億9,883万7,000円の増、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負費9,399万3,000円の増額です。

12款公債費は令和元年度末に5件の起債償還が終了し、令和2年度に城山防災会館建設や防災行政無線整備など、7件の起債償還開始で4,939万1,000円の増となっています。

歳出を性質別で見ると、主なものは人件費14億6,523万7,000円で、対前年度比2億2,188万4,000円、17.8%の増、扶助費19億1,005万1,000円で2.1%の増、普通建設事業費9億9,328万1,000円で、3億7,980万6,000円、27.7%の減です。物件費23億5,308万2,000円で、前年度比6億1,908万9,000円、35.7%の増、扶助費等42億2,761万6,000円で、前年度比31億9,259万9,000円、308.5%の増、積立金4億4,799万6,000円で、前年度比4億1,318万1,000円、1,186.8%の増です。

令和2年度の特別会計への操出金は、国民健康保険特別会計2億7,150万2,325円で、2,228万6,139円増、後期高齢者医療特別会計1億377万3,405円で、1,130万8,456円の増、公共下水道事業特別会計2億9,644万円で、815万9,000円の増、

農業集落排水事業特別会計4,923万2,000円で、292万1,000円の減額です。特別会計への繰出金は合わせて7億2,094万7,730円で、前年度より3,883万2,595円の増額となりました。

質疑として、歳入では15款県支出金において、鍛ほめプロジェクトの効果についての質疑があり、成果として定期講座の目標設定と家庭学習の計画を立てる活動では、計画立てが習慣化してきたなど4点の報告があり、効果は上がっているとの回答がありました。

歳出では、7款商工費においてプレミアム商品券発行事業の経済効果についての質疑があり、町内130店舗の喚起にはつながっている。98%の換金率だったので、町民生活支援でも効果はあったとの回答でした。

10款教育費において、シルバーからの保育士としての派遣についての質疑では、朝の預かりで有資格者ではないとの回答でした。

教育情報システム運用管理での質疑では、情報通信ネットワーク環境は校舎内だけで、持ち帰りタブレットはWi-Fiルーターで通信していく。現在、設定作業しており、今後対応できるように家庭環境調査を再度行い、家庭環境でもできるのかを調査するとの回答がありました。

れいんぼ一、アザレア幼稚園の委託先が決定したが、その後の進行度、名称の変更についての質疑があり、れいんぼ一幼稚園、保育園は、保護者説明会が終わり、三者協議に入っている。アザレア幼稚園は保育保護者説明会がまだ進んでいない、終わり次第三者協議に入る。今後、建物契約の検討をしていき、来年4月1日開園予定で、名称の変更はないとの回答でした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定しております。

続いて議案第45号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支ですが、29億5,990万3,113円、歳出総額29億5,302万5,866円で、歳入歳出差引額は687万7,247円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、5,915万5,546円の赤字で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は2,304万4,845円の赤字となっています。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率は91.9%、そのうち国民健康保険税が67.4%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では3款国庫支出金が476万9,000円で、率にして521.8%、5款繰入金が2,228万6,139円で、率にして8.9%、6款繰越金が5,991万5,996円で、率にして979.5%の増となっています。1款国民健康保険税が953万4,525円の減、率にして1.7%、4款県支出金が20億979万3,482円の減、率にして9.2%、7款諸収入が111万6,313円の減、率にして14.3%の減です。

歳出では、3款国民健康保険事業費納付金が4,035万1,908円で5.1%、6款保険事

業費が198万1,992円で7.1%、8款諸支出金が6,911万5,266円で、4,071.8%の増です。1款総務費が480万6,403円で、率にして14.4%、2款保険給付費が1億4,095万3,347円で、率にして8.3%の減です。

令和2年度の国民健康保険税の収納率は現年度92.56%で、前年度比0.97ポイント増、滞納繰越分14.57%で、1.86ポイントの増となっており、全体では69.62%で、前年度より4.36ポイント上回っています。不納欠損額は3,933万8,465円で、人数は201名となっています。

本年度の決算額は前年度と比較すると、歳入が約1億3,346万円、歳出が約7,431万円の減となっております。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、医療機関受診控えが起こっており、前年度と比較すると保険給付費が1億8,095万円減少しております。これに伴い、保険給付費に充てられる県支出金が減少しています。また、令和元年度に普通交付金が過大交付されたため、令和2年度に過大分を返納するため諸支出金が6,911万円増加しております。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

次に、議案第46号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億8,102万4,555円、歳出総額3億6,304万188円で、歳入歳出差引額は1,798万4,367円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は99.7%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は95%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億5,871万5,406円、歳入合計に対する構成比は67.9%と、3款繰入金1億377万3,405円、歳入合計に対する構成比27.2%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億5,014万8,642円、歳出合計に対する構成比96.4%が主なものです。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

次に、議案第47号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。310ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は10億7,472万2,274円で、前年度比3.1%、3,480万2,384円の減です。歳出総額は10億6,798万7,167円で、前年度比3.2%、3,478万5,122円の減です。歳入歳出差引額は673万5,107円で、実質収支額も同額です。単年度収支は、1億7,262円で、赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%で、前年度と同率。調定に対する収入率は99.2%で、前年度比0.1ポイント増です。歳出合計額の予算に対する執行率は99.5%で、

前年度比0.1ポイント増です。

歳入の主なものは、1款負担金供用開始面積の減により前年度比26.8%、1,306万600円の減となりました。2款使用料は、公共下水道への接続が増えたことにより、前年度比6.8%、1,887万3,700円の増となりました。3款国庫支出金は、前年度比21.4%、2,203万8,000円の減、5款繰入金は前年度比1.5%、479万2,000円の増、7款諸収入は、前年度比171.1%、1,111万9,644円の増、8款町債は前年度比9.3%、3,240万円の減です。

歳出では、1款総務費が前年度比1.2%、284万6,871円の減、2款下水道事業費が11.9%、4,481万6,270円の減、3款公債費が2.7%、1,287万8,019円の増です。町債の今年度買い入れ額は3億1,710万円で、償還未済額は66億6,797万9,264円です。なお、下水道普及率は87.4%です。

質疑として、公共下水道の完了予定の質疑があり、令和12年度の完了予定ですとの回答がありました。

下水道使用料について約400万円の収入未済額があるが、多いのか、少ないのか、どう考えるのかとの質疑があり、収納率98.4%、未収額1.6%となっており、まずまずの数値と思うが、さらなる努力をしていきたいとの回答でした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

次に、議案第48号令和2年度度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。334ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は9,034万6,396円で、前年度比6%、571万8,514円の減です。歳出総額は8,729万5,387円で、前年度比5.3%、487万4,507円の減です。歳入歳出差引額は305万1,009円で、実質収支額も同額で、単年度収支は84万4,007円で赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100%で、前年度比0.4ポイント減、調定に対する収入率は99.9%で、前年度と同率です。歳出合計額の予算に対する執行率は96.6%で、前年度比0.3ポイント増です。

歳入の主なものは、2款使用料が前年度比4.1%、25万7,840円の増、4款繰入金が前年度比5.6%、292万1,000円の減、6款町債が前年度比12.1%、330万円の増です。

歳出では、1款総務費が前年度比74.3%、149万3,460円の増、2款農業集落排水事業費が24.1%、631万2,653円の減、3款公債費が0.1%、5万5,314円の減です。町債の本年度借入額は3,050万円で、償還未済額は3億6,233万165円です。なお、下

水道普及率は2.5%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

最後に、議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定について。別冊の水道事業会計決算書、26ページをお願いします。

営業実績で、給水人口は2万8,812人で、前年度比264人増加しました。年間、総排水量は273万4,403立法メートル、年間総有収水量は262万1,009立法メートルで、8万3,451立法メートル増加し、有収率は95.85%、水道普及率は99.6%でした。配水施設改良工事は新原工業団地入口水道管改良工事ほか6件が施工されております。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,030万3,790円に対し、同費用は5億4,599万2,791円で、差し引き6,431万999円の黒字となっております。当年度未処理分、利益剰余金は6億9,475万3,471円となっております。

資本的収支では、下水工事が減少したことに伴い、負担金及び工事請負費が共に前年度より減となりました。収入2,184万1,265円に対し、支出は1億2,570万8,123円となり、差し引き1億386万6,858円の不足額につきましては、多年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんされています。

質疑として石綿管の割合についての質疑があり、18万2,139メートルのうち、412メートルが石綿管で0.23%に当たりますとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

議案第44号から議案第49号については、全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第44号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第44号は委員長報告のとおり、認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第45号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第45号は委員長報告のとおり、認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第45号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第46号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第46号は委員長報告のとおり、認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第47号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり、認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第48号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第48号は委員長報告のとおり、認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第48号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第49号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第49号は委員長報告のとおり、認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

日程第7. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第50号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第50号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する委員の団体名称を現状に合わせるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。今回の、条例改正の内容は予防接種による健康被害が発生した場合に、当該健康被害について医学的な見地から必要な調査及び助言を行う須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する。委員の団体名称を現状に合わせるため、名称の改正を行うものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条第2項中の「糟屋郡医師会」を「糟屋医師会」に、第7条の「保健環境課」を「健康増進課」に改めます。

附則です。この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第51号財産の取得についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第51号財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定に

より本議会の議決を求めるものです。取得する財産は須恵町消防団の4分団、須恵分団、乙植木分団、新生分団及び新原分団が使用する小型動力ポンプ計4台でございます。

取得の方法は、指名競争入札、取得価格862万4,000円、契約の相手方、福岡市中央区平尾3丁目17番6号、株式会社福岡トーハツ、代表取締役澤田守雄。

提案理由としまして、須恵町消防団の4分団の小型動力ポンプが耐用年数の10年を超えており、更新するため提案するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第51号財産の取得については委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第54号

日程第10. 議案第55号

日程第11. 議案第56号

日程第12. 議案第57号

日程第13. 議案第58号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第54号から日程第13、議案第58号までの自治功労者の推戴について、以上5議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） それでは、議案第54号から議案第58号までの自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案第54号でございます。自治功労者に下記の者を推戴したく、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字植木403番地、氏名、今泉靖親、生年月日、昭和21年8月21日、75歳でございます。

提案理由、自治功労者の推戴について、提案するものでございます。

次のページに経歴書をつけております。

今泉氏は、民生委員・児童委員を平成19年12月1日から、民生委員・児童委員協議会会長を平成28年12月1日から、行政相談員を平成21年4月1日から、現在に至るまでお務めになっております。また、教育委員会委員を平成24年10月1日から平成28年9月30日まで、教育委員会委員長を平成26年7月1日から平成28年9月30日までお務めになりました。須恵町表彰条例の第5条第4号に町政上選任された各種委員会及び任命された各役職員在職30年以上とあり、規定に該当するため自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

続きまして、議案第55号でございます。

自治功労者に下記の者を推戴したく、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信幸、生年月日、昭和24年7月4日、72歳でございます。

提案理由としては、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

次のページに経歴書をつけております。

丸山氏は、民生委員・児童委員を昭和55年12月1日から昭和58年11月30日まで、固定資産評価審査委員を昭和61年8月1日から平成4年7月31日までお務めになりました。また、人権擁護委員を平成7年12月15日から農業委員会委員を令和2年7月20日から、現在に至るまでお務めになっております。須恵町表彰条例に第5条第4号に町政上選任された各種委員会及び任命された各役職員在職30年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

続きまして、議案第56号でございます。

自治功労者に下記の者を推戴したく、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字須恵664番地1、氏名、藤石豊、生年月日、昭和25年10月8日、70歳でございます。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

次のページに経歴書をつけております。

藤石氏は、須恵町議会議員を平成7年5月1日から平成27年4月30日まで、須恵町議会副議長を平成15年5月1日から平成19年4月30日まで、須恵町議会議長を平成19年5月1日から平成23年4月30日までお務めになりました。町議会議員は5期20年のお務めになりました。また、須恵町須恵区区長を平成27年4月1日から平成31年3月31日までお務め

になりました。須恵町表彰条例の第5条第3号に町議会議員在職16年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

続きまして、議案第57号でございます。

自治功労者に下記の者を推戴したく、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字佐谷387番地2、氏名 百田清二、生年月日、昭和26年1月9日、70歳でございます。

提案理由としては、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

次のページに経歴書をつけております。

百田氏は、須恵町議会議員を平成3年5月1日から平成15年4月30日まで、保護司を平成13年9月1日から現在に至るまでお務めになっております。また、須恵町監査委員を平成21年12月22日から平成29年12月21日まで、須恵町佐谷区区長を平成31年4月1日から令和3年3月31日までお務めになりました。須恵町表彰条例の第5条第4号に町政上選任された各種委員会及び任命された各役職員在職30年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

続きまして、議案第58号でございます。

自治功労者に下記の者を推戴したく、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木714番地1、氏名、柴田真人、生年月日、昭和26年5月16日、70歳でございます。

提案理由としては、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

次のページに経歴書をつけております。

柴田氏は、須恵町議会議員を平成11年5月1日から平成31年4月30日まで、5期20年お務めになりました。須恵町表彰条例の第5条第3号に町議会議員在職16年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、議案第54号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第54号自治功労者の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第55号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第55号自治功労者の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第56号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第56号自治功労者の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第57号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第57号自治功労者の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第58号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第58号自治功労者の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、お諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を、11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時53分休憩

午前11時03分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第59号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第59号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,706万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億7,884万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条で地方債の追加・変更は、第2表地方債補正による。

債務負担行為の補正第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、歳入では、観光宿泊税50万円での観光施策はどの質疑では、公園整備事業として案内板2か所を設置予定ですとの回答がありました。

歳出では、自治体クラウドサービスにおける3町負担割合の質疑があり、安価にするため共同購入しており、基本システムについては一律だが、業務量、業務内容に応じて負担割合が変わってきますとの回答でした。

行政無線屋外拡声子局移設工事の場所の質疑では、新原分団旧格納庫の防火水槽撤去、無線の移設ですとの回答でした。

空き家等解体工事請負費の件数の質疑では、空き家対策5件を予定しております。恵西1件、旭ヶ丘4件のうち3件が寄附の申出がありますとの回答でした。

町有地草刈り剪定業務委託料の草刈りの場所の質疑では、南幼稚園裏の町有地の草刈りですと

の回答でした。

学校印刷機の撤去により、業務への支障はないのかとの質疑では、リース満了のため交換で対応するので支障はないとの回答でした。

ICT化の補助金がめぐみ保育園に上がっているが、わかすぎの杜保育園はどうなっているのかとの質疑では、申込みがあったところに補助金が出ています。わかすぎの杜保育園は申込みがありませんでしたとの回答でした。

子どものコロナワクチン接種についての質疑では、12歳以上に接種券を送付し、16日から予約ができますとの回答でした。

修学旅行のキャンセル料50%が計上されているが、修学旅行の動向はとの質疑では、コロナの感染状況、動向を見ながら、時期、旅行場所などの検討を行い、キャンセルするかの判断をしますとの回答でした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第59号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第60号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第60号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億2,370万8,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。5款1項他会計繰入金150万円の増額補正は、保険税過誤納還付金増額に伴うその他一般会計繰入金の増額によるものです。

続いて歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

8款1項償還金及び還付金加算金150万円の増額補正は、保険税過誤納還付金の支出見込みによる増額。

質疑として、還付金の増額の要因について質問があり、社会保険に移るなどの資格喪失をさかのぼってされたため、還付が生ずるためであります。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第61号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第61号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,001万1,000円とする。

第2項款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

7款4項雑入は、多々良川流域下水道維持管理負担金の返還による増額です。

8款1項町債は、管渠築造工事の追加に伴う増額です。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出でございます。2款1項下水道事業費は、管渠築造工事追加による増額でございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第62号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第62号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額及び第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。

収益的支出です。1款1項営業費用2,495万円の増額です。これは予算科目組替えによる緩速濾過池更生修理と落雷により被害を受けた浄水施設の修理費の増額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的支出です。1款1項改良費2,527万2,000円の減額です。これは緩速濾過池更生工事費を収益的支出に予算科目を組み替えたことによる減額です。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,424万6,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんします。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 発議第5号

○議長（松山 力弥） 日程第18、発議第5号議員定数調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 発議第5号議員定数調査特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出を行います。

内容につきましては、タブレットのほうを御確認いただきたいと思います。

議員定数調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議員定数調査特別委員会を設置するものとする。

名称、議員定数調査特別委員会、設置の根拠、地方自治法第109条及び須恵町議会委員会条例第4条、目的、議員の定数に関する調査、委員の定数、14名、調査・審査期間、調査終了するまでとしております。

審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 猪谷議員、この委員の定数、14名じゃなくて議長を除く13名でということでは訂正をお願いします。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 失礼しました。委員の定数、議長を除く13名で行いたいと思います。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については全員協議会においても協議がなされておりますことから、このとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、発議第5号議員定数調査特別委員会設置に関する決議については、可決することに決定しました。また、審査期間は目的の審査が終了す

るまでとします。

日程第19. 発議第6号

○議長（松山 力弥） 日程第19、発議第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 議案書の1ページをお願いします。

発議第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてでございます。

この意見書については、須恵町議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、新型コロナウイルス感染拡大は、変異体の猛威も加わり、甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを提供していくために、国に対し、意見書を提出して、地方税財源の確保・充実を強く要望するものです。

2ページに掲載しております意見書の内容のとおり、大きく5項目について要望いたします。詳細については全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

また、3ページに意見書の送付先を示しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この発議についても全員協議会において協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第6号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第6号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20. 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第20、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙を議題とします。

本件は、財産組合同規約第5条及び第6条第1項の規定により、関係市町の議会議員のうちから関係市町議会において1人を選挙することになっておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦によりたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同議会議員に川口満浩君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました川口満浩君を、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、川口満浩君を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同議会議員の当選人と決定しました。

川口満浩君に、会議規則第32条第2項の規定により当選人と決定したことを告知いたします。

日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。議会運営委員会より議会運営及び長期欠席議員等の取扱いについて、総務建設産業委員会よりコミュニティバス事業について、文教厚生委員会より社会福祉協議会の業務について、広報特別委員会より議会広報の編集について、議員定数調査特別委員会より委員の定数に関する調査について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、議員定数調査特別委員会を特別会議室で、終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

また、この後、糟屋地区議長協議会によります議員表彰の伝達式を行いますので、閉会后、そのままの自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。令和3年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時30分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力 弥

署名議員 2 番 男 澤 一 夫

署名議員 3 番 稲 永 辰 己